

# 第3期

## 阿久根市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

阿久根市



## はじめに

---

未来を担う「だから」である子どもの育ちを  
家庭や社会全体で支えあい応援するまち、「あくね」に。

子どもは、未来の「あくね」を支える貴重な「だから」であるとともに、まちづくりを一緒に行う大切な一員です。

あくねの子どもたちが将来に大きな夢と希望をもって、成長できるまちをつくるのが、子どもだけでなく、全ての市民の幸せな未来へとつながっていきます。

本市では、平成 27 年度に「阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和元年度には「第 2 期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」策定し、子育て世代を取り巻く諸課題について、スピード感をもって取組んできました。

これまでの取組として、平成 24 年度から続く「18 歳までの子ども医療費の無償化」を継続し、令和 2 年度から「出生祝い商品券を 10 万円に増額」、さらに令和 5 年度からは「すべての子どもの保育料の無償化」を実施するなど、市の重要施策として、子育て世代の経済負担軽減を積極的に進めてきました。

その一方で、妊産婦の孤立化や地域社会との関わりの希薄化などが現実的な問題として表面化し、これらの課題を克服していくことが喫緊の課題であるところです。

こうした状況を踏まえ策定した、「第 3 期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」では「未来を担う「だから」である子どもの育ちを家庭や社会全体で支え合い応援するまち」を基本理念として定めました。

今後、本計画に基づき、ふるさとあくねを次の世代につなぎ、安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を進め、その育ちを家庭や社会全体で支え合い、ともに寄り添ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましては、阿久根市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにおいて貴重なご意見を頂戴いたしました。皆様方に、心より感謝申し上げますとともに、今後とも本市の子ども・子育て支援の充実に向けて、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

阿久根市長 西 平 良 将





# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	3
(1)	市町村子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項	4
(2)	市町村子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5
(1)	アンケート調査の実施	5
(2)	子ども・子育て会議	5
(3)	パブリックコメントの実施	5

## 第2章 阿久根市の子ども・子育てを取り巻く状況

1	統計資料からみた阿久根市の現状	6
(1)	人口の推移と将来推計	6
(2)	世帯の状況	8
(3)	出生の動向	10
(4)	婚姻等の状況	12
(5)	労働の状況	15
(6)	母子保健に関する状況	17
2	子ども子育て支援事業ニーズ調査結果	20
(1)	調査の概要	20
(2)	子ども子育て支援事業ニーズ調査結果	21
(3)	第2期計画における各事業の実績	39

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	44
2	全体目標	45
(1)	子どもの育ちが保障された社会づくり	45
(2)	働きながら子育てができる環境づくり	45
(3)	全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備	45
3	施策の体系	46

## 第4章 子ども・子育て施策の展開

目標 1	子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます。	47
(1)	地域における子育て支援サービスの充実	47
(2)	保育サービスの充実	48
(3)	子育て家庭の経済的支援	49
(4)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	50

(5) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し .....	50
(6) 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進 .....	51
(7) 障がい児施策の充実 .....	51
(8) 児童虐待防止対策の充実 .....	52
(9) 被害に遭った子どもの保護の推進 .....	53
目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます。 .....	54
(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 .....	54
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 .....	54
(3) 食育の推進 .....	55
(4) 小児医療の充実 .....	56
目標3 子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくれます。 .....	56
(1) 次代の親の育成 .....	56
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 .....	57
(3) 家庭や地域の教育力の向上 .....	58
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	59
(5) 子どもの健全育成 .....	60
目標4 快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します。 .....	61
(1) 良質な住宅の確保 .....	61
(2) 良好な居住環境の確保 .....	62
(3) 安全な道路交通環境の整備 .....	62
(4) 安心して外出できる環境の整備 .....	63
(5) 安全・安心なまちづくりの推進 .....	63
(6) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	64
目標5 子育てに関わるつながり・輪をつくれます。 .....	64
(1) 子育て支援のネットワークづくり .....	64
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	65
(3) 地域の交流と支えによる子育て支援 .....	66

## 第5章 事業計画

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について .....	67
(1) 子育て支援の給付と事業の全体像 .....	67
2 教育・保育の提供区域の設定 .....	68
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....	68
(1) 1号認定の確保方策 .....	69
(2) 2号認定の確保方策 .....	69
(3) 3号認定の確保方策 .....	70
4 保育利用率の目標設定 .....	71
(1) 保育利用率 .....	71
(2) 保育利用率の目標値の設定 .....	71

5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	71
(1)	利用者支援事業	71
(2)	地域子育て支援拠点事業	72
(3)	妊婦健康診査	73
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	73
(5)	養育支援訪問事業	74
(6)	子育て短期支援事業	74
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	75
(8)	一時預かり事業	75
(9)	延長保育事業	76
(10)	病児保育事業	77
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	77
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	78
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	78
(14)	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	79
(15)	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	79
(16)	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	80
(17)	妊婦等包括相談支援事業	80
(18)	乳児等通園支援制度	81
(19)	産後ケア事業	81
6	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策	82
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	82
8	その他の推進方策	82
(1)	産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	82
(2)	労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携	82
(3)	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	83
(4)	子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進	83
9	こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策	84
(1)	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	84
(2)	全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	84
(3)	共働き・共育での推進	84
10	放課後児童対策に係る本市の取組	84
(1)	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	84
(2)	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブへの活用に関する具体的な方策	84
(3)	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	84
(4)	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	85
(5)	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	85
(6)	各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	85

## 第6章 計画の推進と進行管理

1	計画の推進体制.....	86
	(1) 市町村等の責務.....	86
	(2) 計画の推進に向けた役割.....	87
2	計画の進行管理.....	88

## 第7章 資料編

1	阿久根市子ども・子育て会議条例.....	89
2	阿久根市子ども・子育て会議委員名簿.....	90

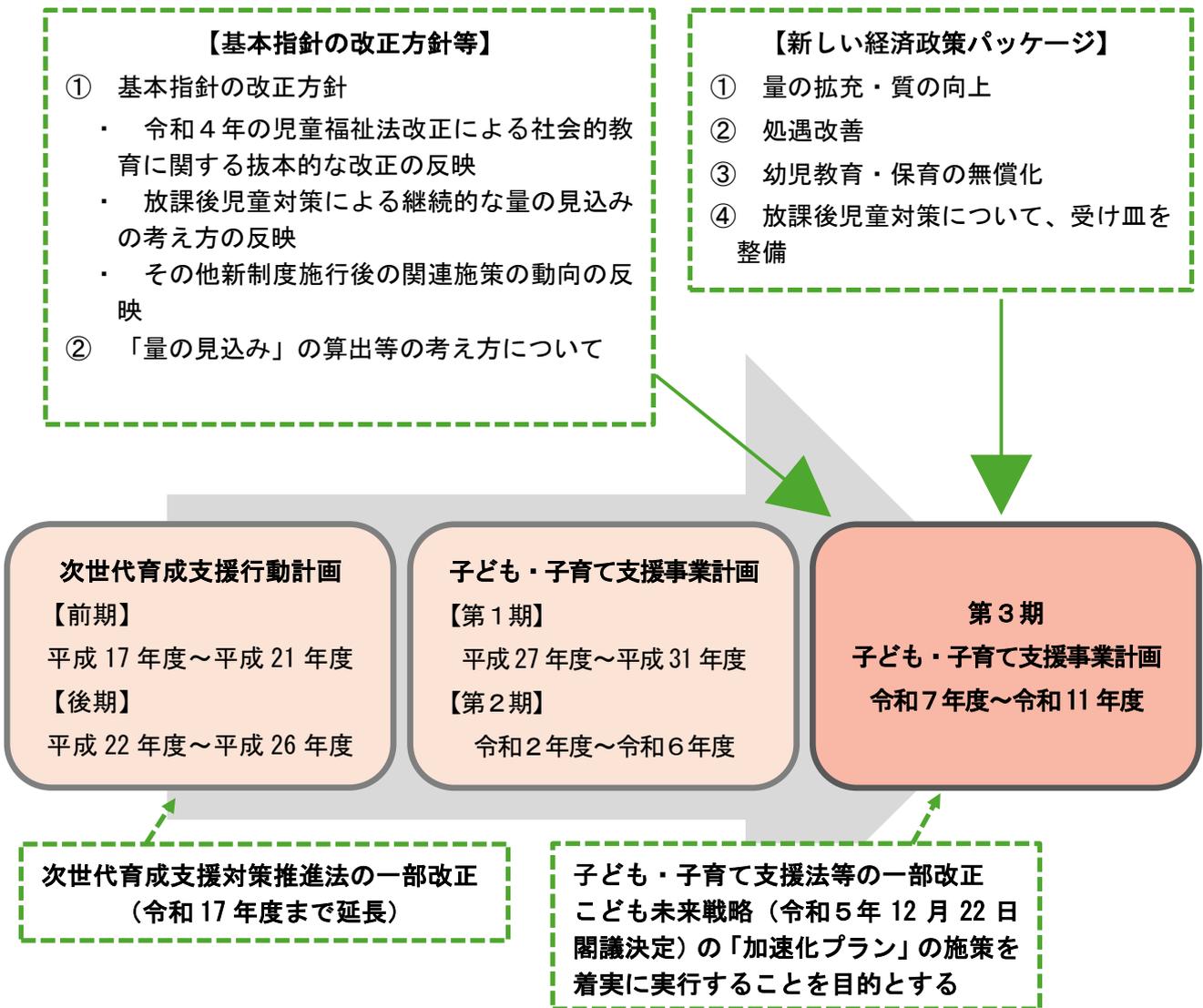
# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

国では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本市においても「阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔あふれるまち阿久根」を基本理念と定め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

この計画は5年を1期とした計画であり、平成31年度に策定した「第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き支援の充実を図ることを目的に「第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



## 国の動向

### 令和元年 子ども・子育て支援法の一部改正

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料となり、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

### 令和3年 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

常にこどもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、子どもの視点で、「子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。」といったこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する方針が示されました。

### 令和5年 こども家庭庁の発足、こども基本法の施行

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども家庭庁」が発足する。

「こども基本法」が施行される。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

### 令和6年 改正児童福祉法の施行

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行います。

### 改正子ども・子育て支援法の施行

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じます。

※「加速化プラン」については、84ページを参照

## 子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部改正
- 3 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
- ⑤ 社会全体による費用負担
- ⑥ 政府の推進体制
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置

## 新制度の取組内容

### 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

### 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
- 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

### 3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「阿久根市まちづくりビジョン」及び「阿久根市地域福祉計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は令和6年5月に改正されました。この法改正により、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られるとともに、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本市では、可能な限り、次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

また、「母子保健計画」については、第1期子ども・子育て支援事業計画に包含し、第2期計画においても一体的に作成したことから、第3期計画においても引き続き一体的に作成します。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度で終了しましたが、放課後児童対策に関しても、引き続き包括的に盛り込むことにします。

### <子ども・子育て支援法（抄）>

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

**第61条** 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 2-1 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)
  - 2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年を対象期間とします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度

### 4 計画の策定体制

#### (1) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援法に基づき、令和6年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に、令和6年6～7月に実施しました。

#### (2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、審議を行います。

令和6年8月 第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の結果について</li> </ul>
令和6年10月 第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画の素案について</li> </ul>
令和6年12月 第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画で定める『量の見込み』と『確保方策』について</li> </ul>
令和7年3月 第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画について、パブリックコメント結果報告</li> <li>・パブリックコメント反映後の計画案審議・承認</li> </ul>

#### (3) パブリックコメントの実施

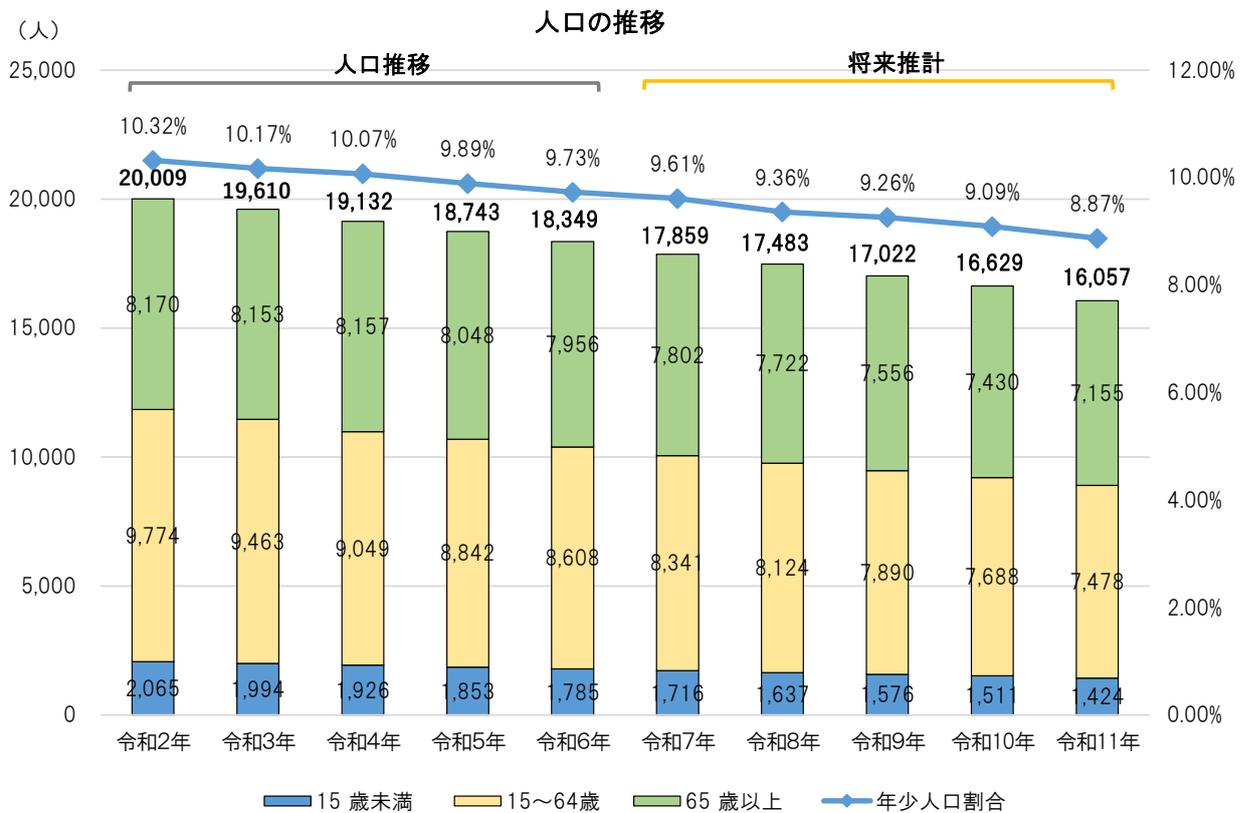
令和7年1月13日から2月14日に計画素案をホームページ等で広く公表し、市民から計画内容全般に関する意見募集を行いました。

## 第2章 阿久根市の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計資料からみた阿久根市の現状

#### (1) 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、令和6年4月1日現在、18,349人で減少傾向となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、1,785人で総人口の9.73%となっています。また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、8,608人で、65歳以上の高齢者人口は7,956人となっており、人口減少が進むとともに少子高齢化が進行しています。



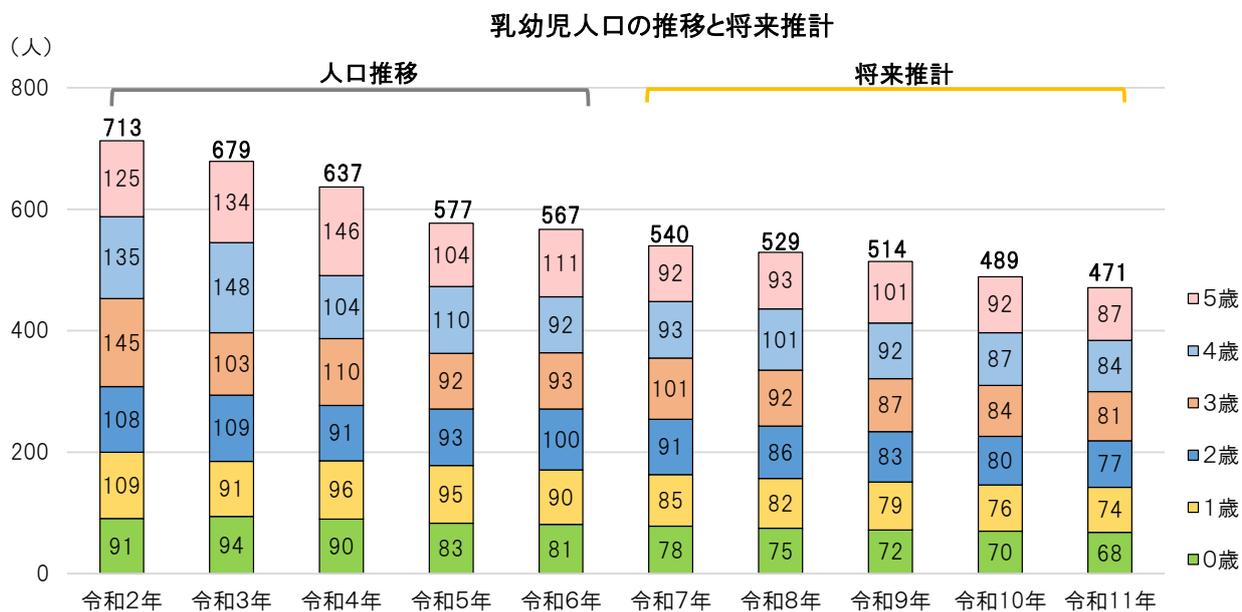
※将来推計は、令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて独自に算出  
(資料：住民基本台帳 各年4月1日)

※1歳より上はコーホート変化率法で推計、0歳は子ども女性比で推計しました。

コーホート変化率法とは、コーホート（同時に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を算出し、将来もこの変化率が大きく変化しないと仮定して推計を行う方法です。

また、子ども女性比とは、0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在せず、「コーホート変化率」で推計ができないため、母親となり得る女性（15～49歳）の人口と出生率から推計する方法です。

乳幼児の人口についても、令和6年の567人から、計画の最終年度に当たる令和11年には471人となり、96人の減少と推計されます。



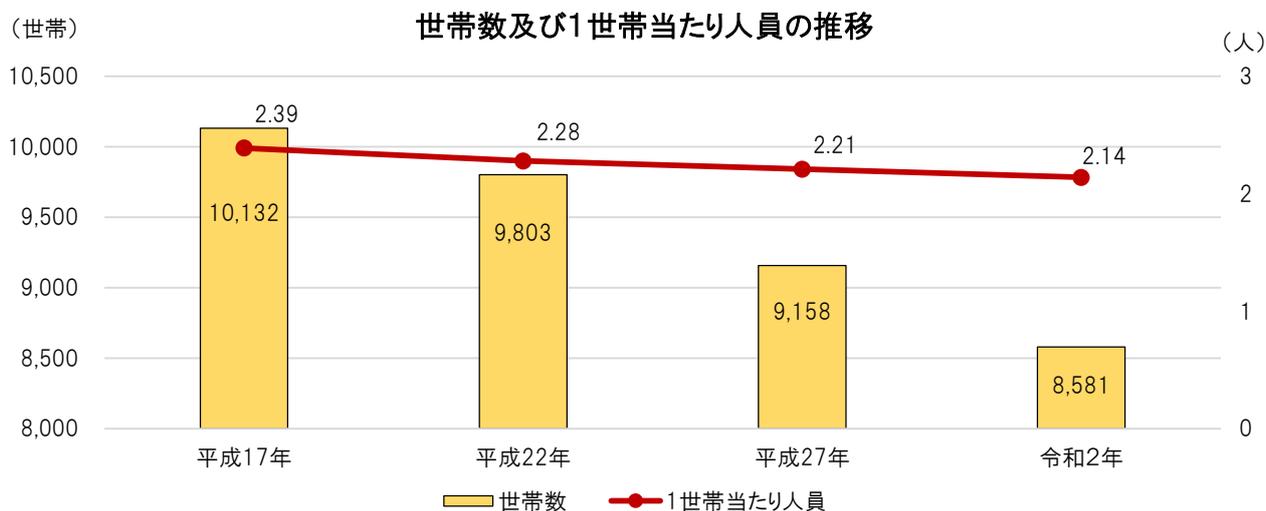
※将来推計は、令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて独自に算出  
 (資料：住民基本台帳 各年4月1日)

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、令和2年では8,581世帯で、平成27年から577世帯の減少となっています。

また、1世帯当たり人員は、令和2年では2.14人となっており、平成17年以降緩やかな減少傾向で推移しています。



(資料：国勢調査)

### ② 世帯の家族類型

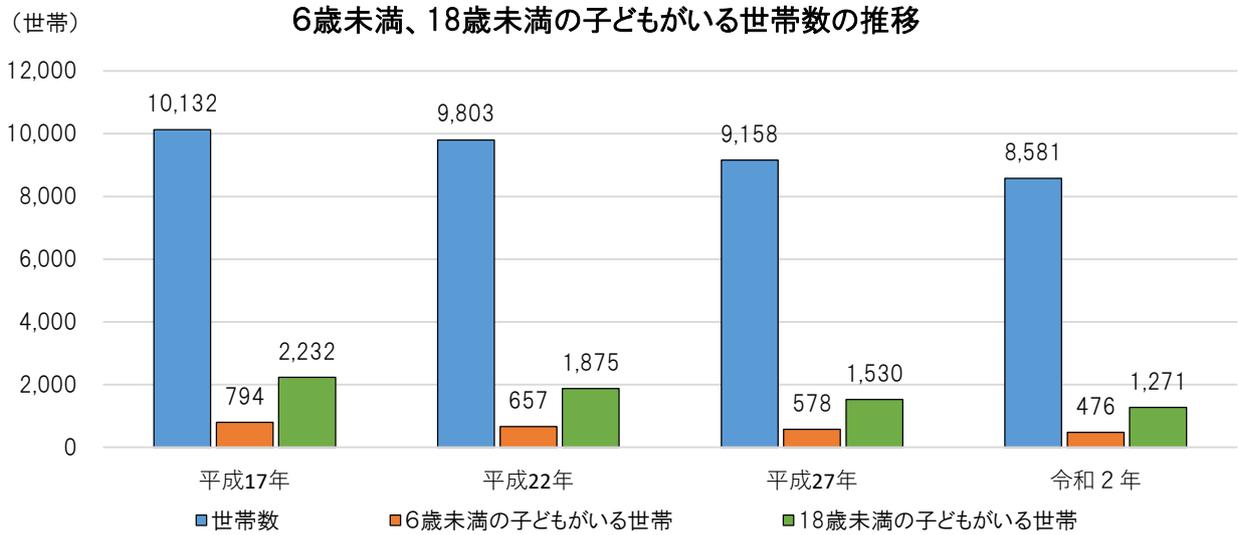
家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	10,132	9,803	9,158	8,581
A 親族世帯	7,198	6,760	6,142	5,568
I 核家族世帯	8,206	6,018	5,528	5,074
(1) 夫婦のみ	2,754	2,706	2,518	2,386
(2) 夫婦と子ども	2,532	2,353	2,065	1,791
(3) 男親と子ども	124	135	144	144
(4) 女親と子ども	796	824	801	753
II その他の親族世帯	992	742	614	494
B 非親族世帯	19	50	38	53
C 単独世帯	2,915	2,993	2,973	2,951

(資料：国勢調査)

※平成27年及び令和2年の総数には家族類型「不詳」は含みません。

### ③ 6歳未満、18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

6歳未満の子どもがいる世帯は、令和2年では476世帯で平成27年から102世帯の減少となっています。18歳未満の子どもがいる世帯は、令和2年では1,271世帯で、平成27年から259世帯の減少となっています。

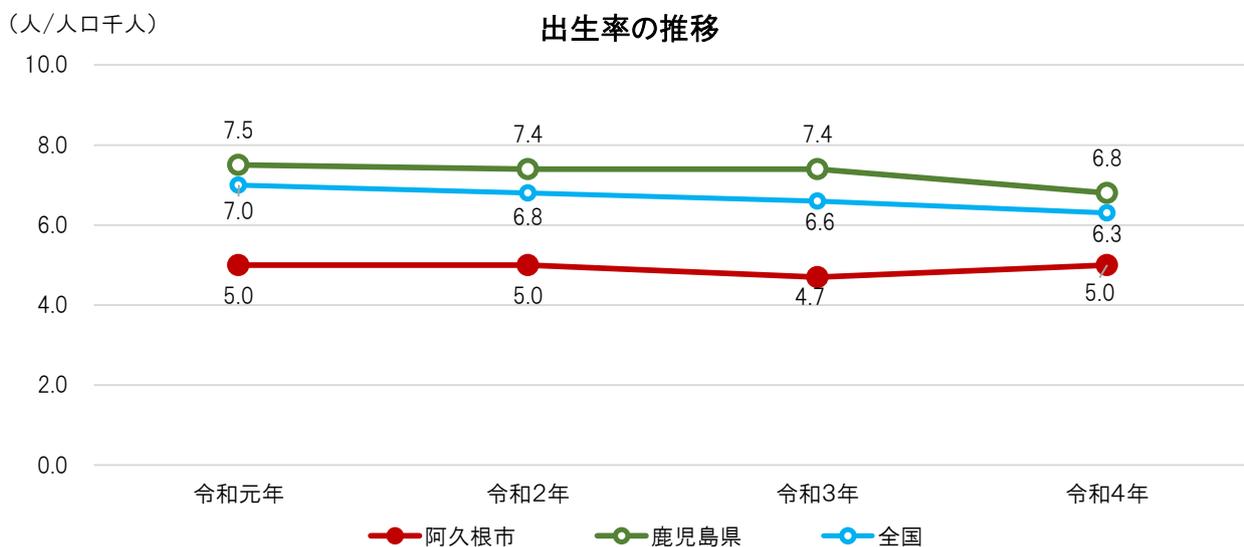


(資料：国勢調査)

### (3) 出生の動向

#### ① 出生率の推移

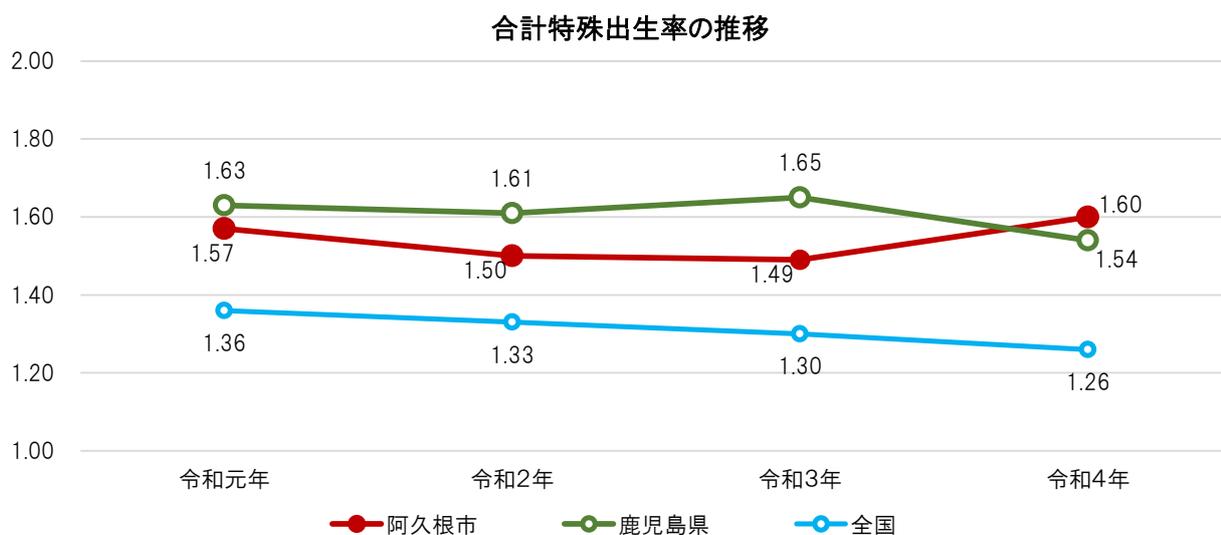
出生率は、令和元年からほぼ横ばいで、鹿児島県、国より低い割合で推移しています。



(資料：「鹿児島県」人口動態統計)

#### ② 合計特殊出生率の推移

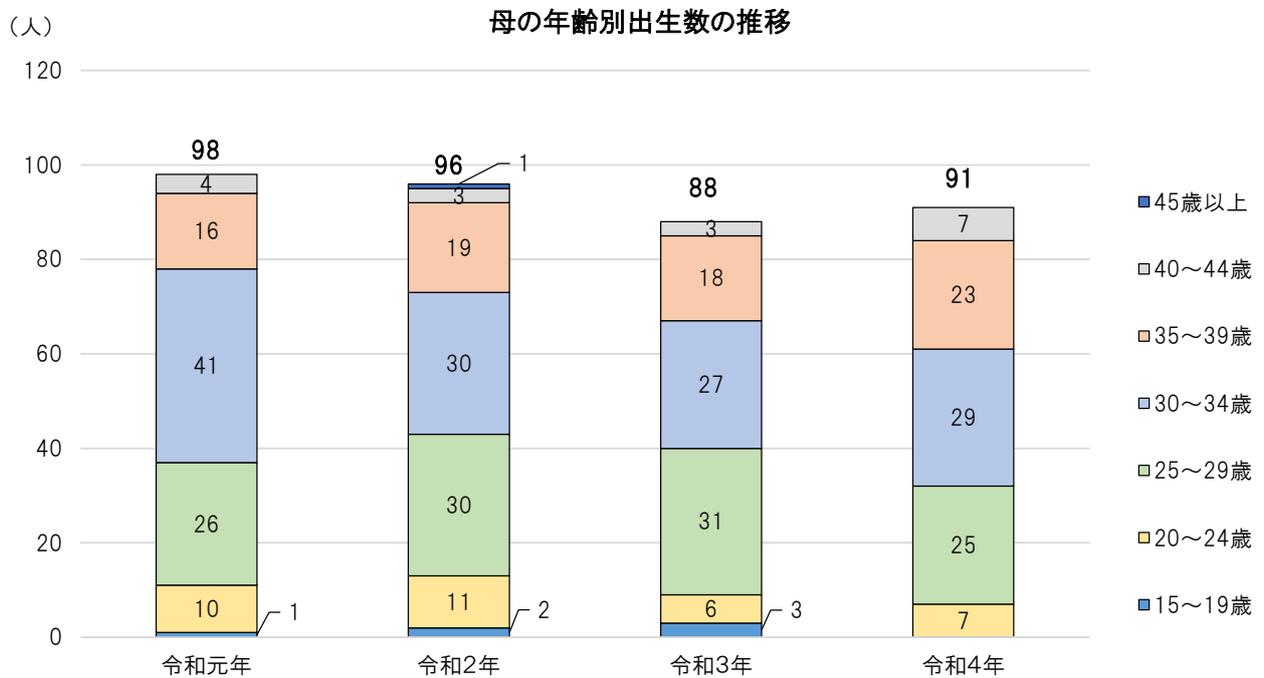
一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、令和4年で1.60となっており、令和3年度までは減少傾向でしたが、令和4年には鹿児島県よりも高い割合となりました。



※国・県の数値は厚生労働省「人口動態調査」。令和5年の阿久根市の数値は厚生労働省「人口動態調査」、「鹿児島県」人口動態統計を用いて独自に算出

### ③ 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、令和3年までは減少傾向でしたが、令和4年では増加しています。令和4年では、30～44歳の出生数が増加しています。

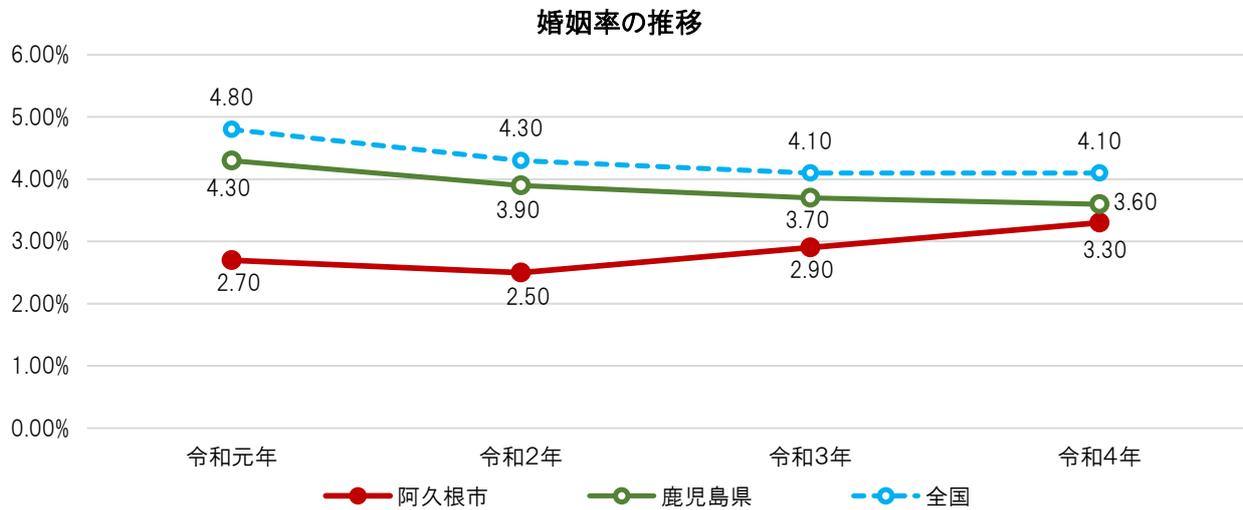


(資料：「鹿児島県」人口動態統計)

#### (4) 婚姻等の状況

##### ① 婚姻率の推移

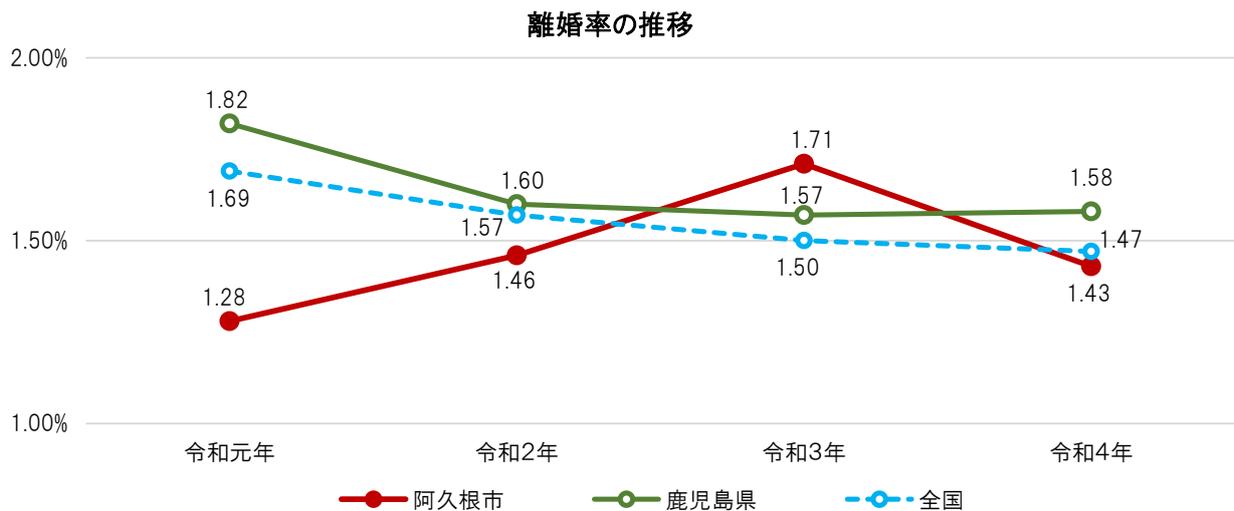
婚姻率は、令和4年が3.30で増加傾向でしたが、鹿児島県、国と比較すると低い割合で推移しています。



(資料：「鹿児島県」人口動態統計)

##### ② 離婚率の推移

離婚率は、令和3年が1.71で増加傾向でしたが、令和4年は1.43と減少しており、鹿児島県、国と比較すると低くなっています。

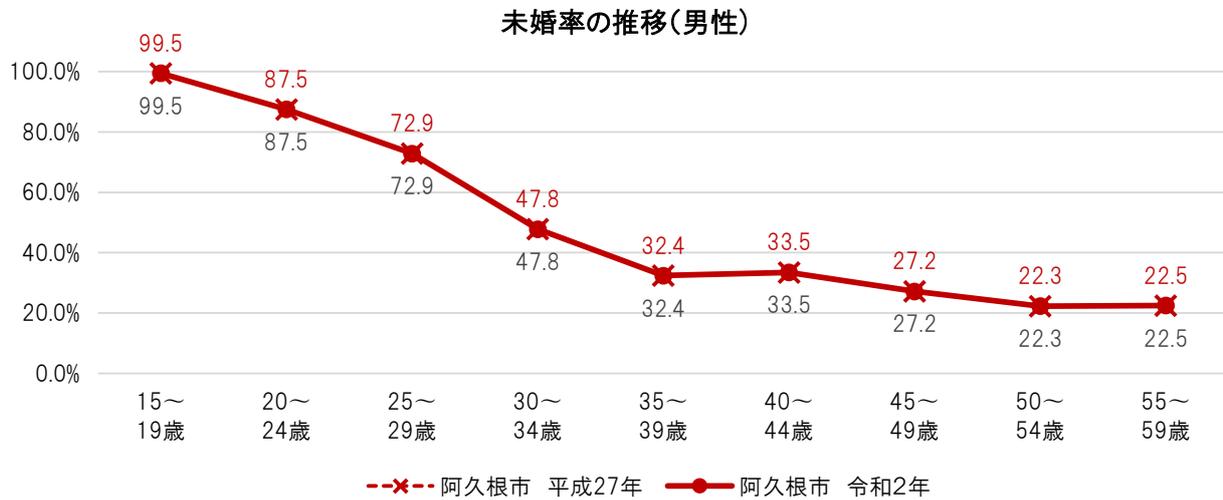


(資料：「鹿児島県」人口動態統計)

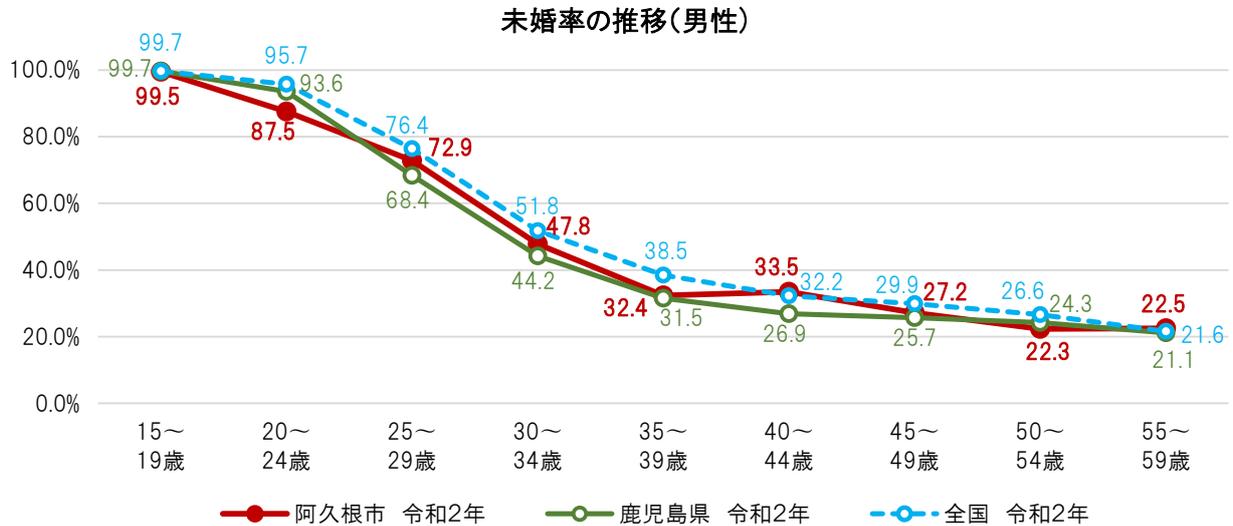
### ③ 未婚率の推移

令和2年の男性の未婚率は、平成27年と同じ割合となっています。

また、15～24歳と50～54歳では鹿児島県、国より低く、40～44歳では鹿児島県、国より高くなっています。



(資料：国勢調査)

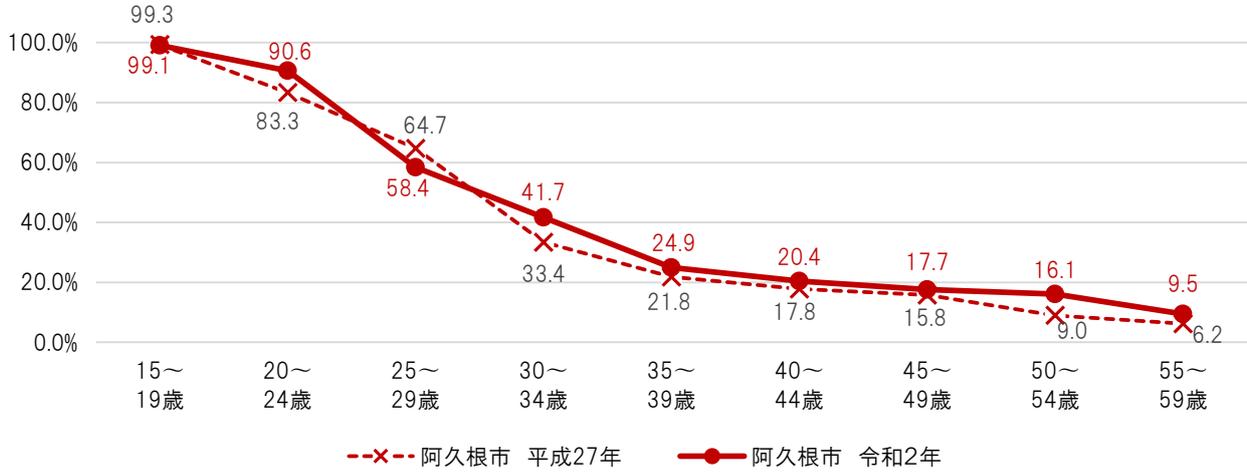


(資料：国勢調査)

令和2年の女性の未婚率は、15～19歳と25～29歳では平成27年より低く、他の年代では平成27年より高くなっています。

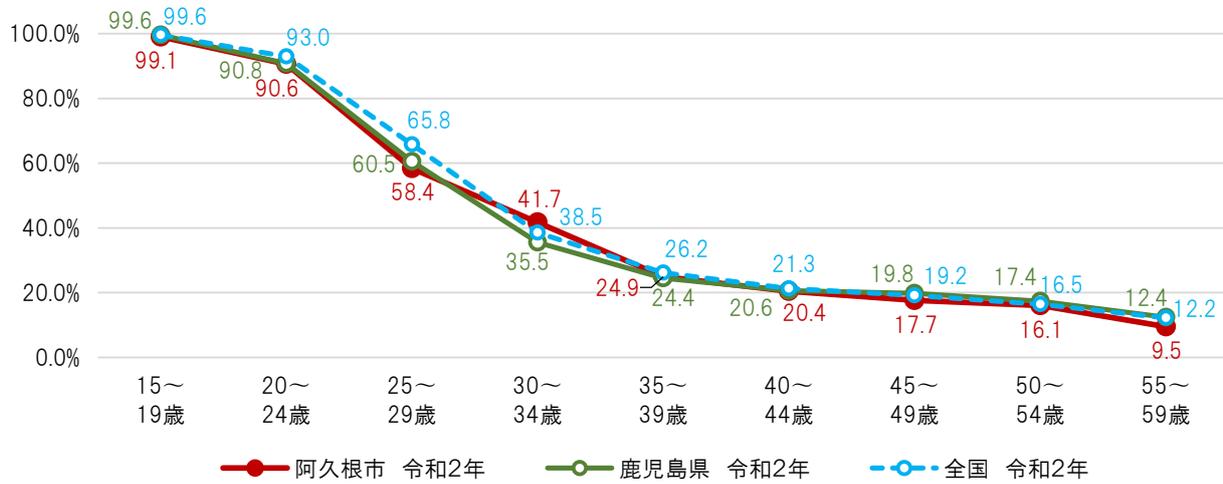
また、30～34歳では、鹿児島県、国より高くなっています。

未婚率の推移(女性)



(資料：国勢調査)

未婚率の推移(女性)



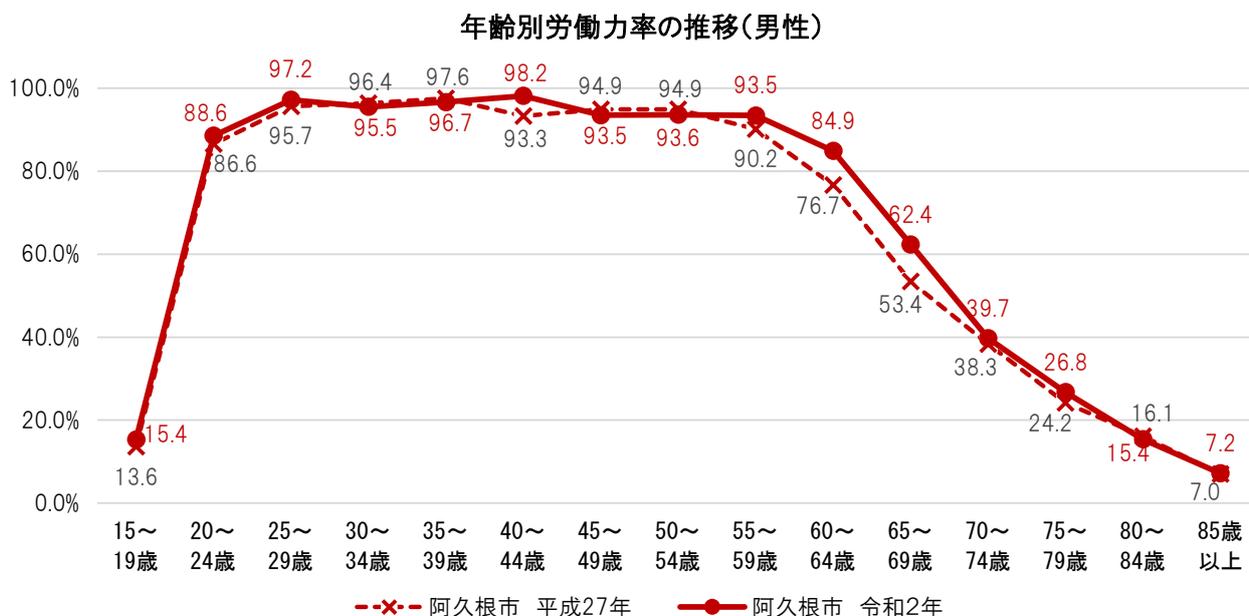
(資料：国勢調査)

## (5) 労働の状況

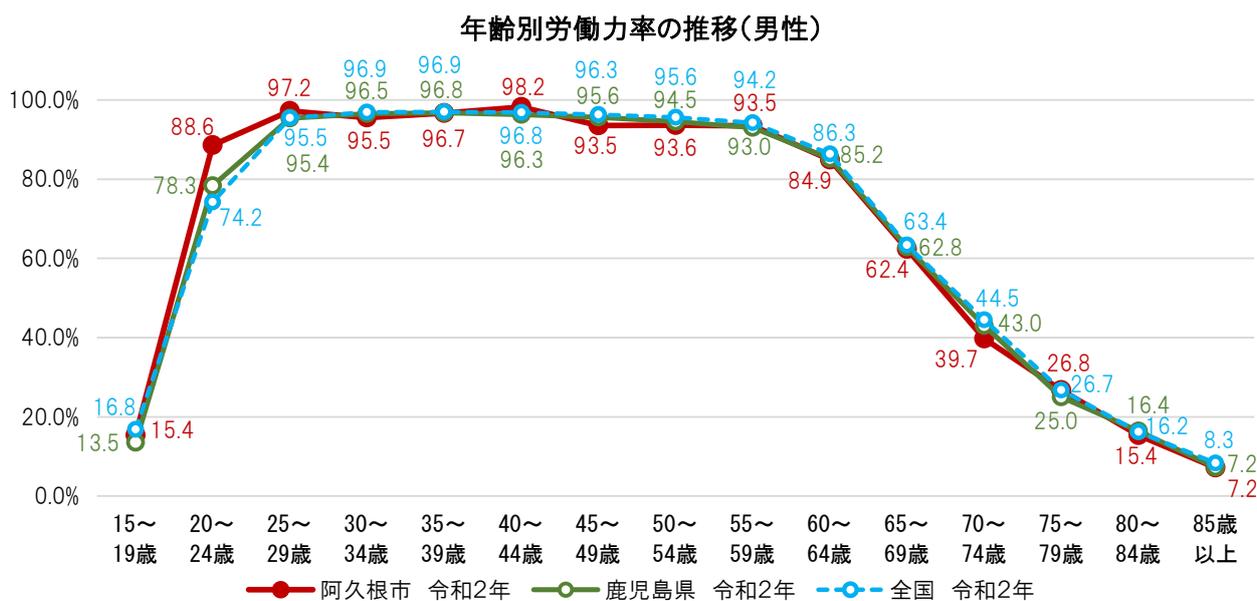
### ① 年齢別労働力率の推移

令和2年の男性の年齢別労働力率は、平成27年と比較すると30～39歳、45～54歳、80～84歳で低くなっています。

また、20～29歳、40～44歳で、鹿児島県、国より高くなっています。



(資料：国勢調査)

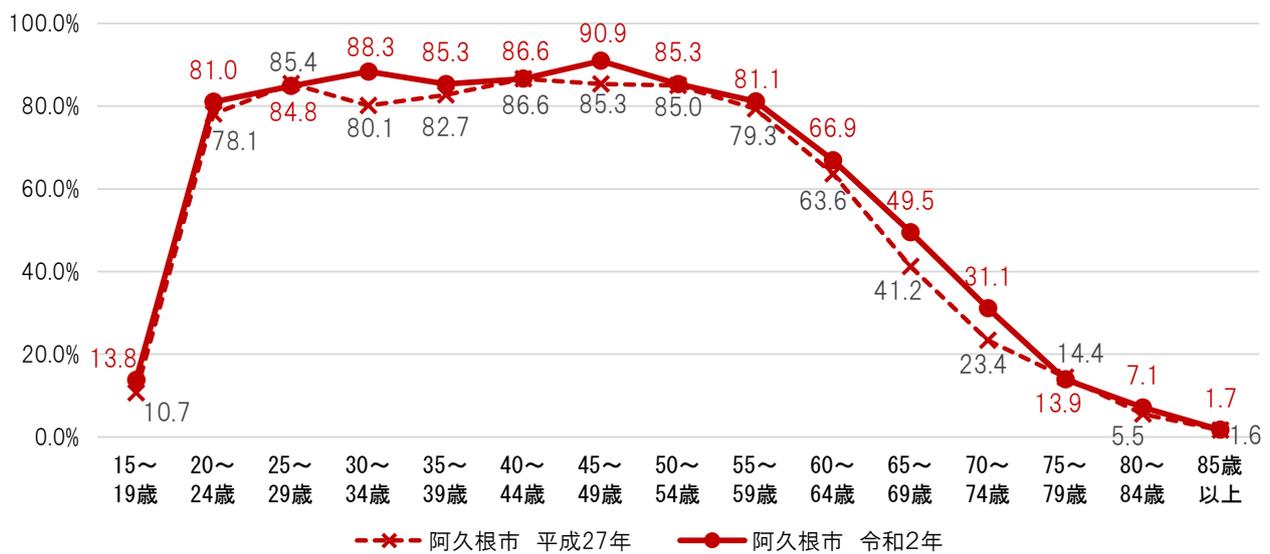


(資料：国勢調査)

令和2年の女性の年齢別労働力率は、25～29歳と75～79歳で平成27年より低くなっています。左右のピークとして35～39歳を底とするM字カーブとなっていますが、M字の底は浅くなっており、労働力率は上昇傾向となっています。

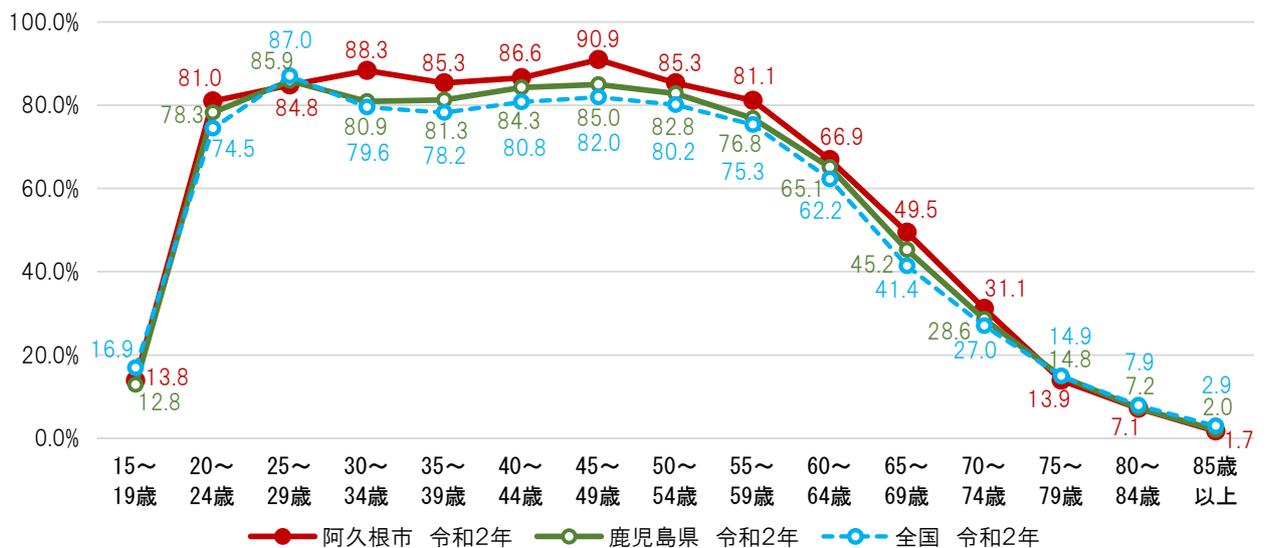
また、25～29歳と75歳以上を除く他の年代では、鹿児島県、国を上回っています。特に、30～34歳では7ポイント以上高くなっています。

年齢別労働力率の推移(女性)



(資料：国勢調査)

年齢別労働力率の推移(女性)

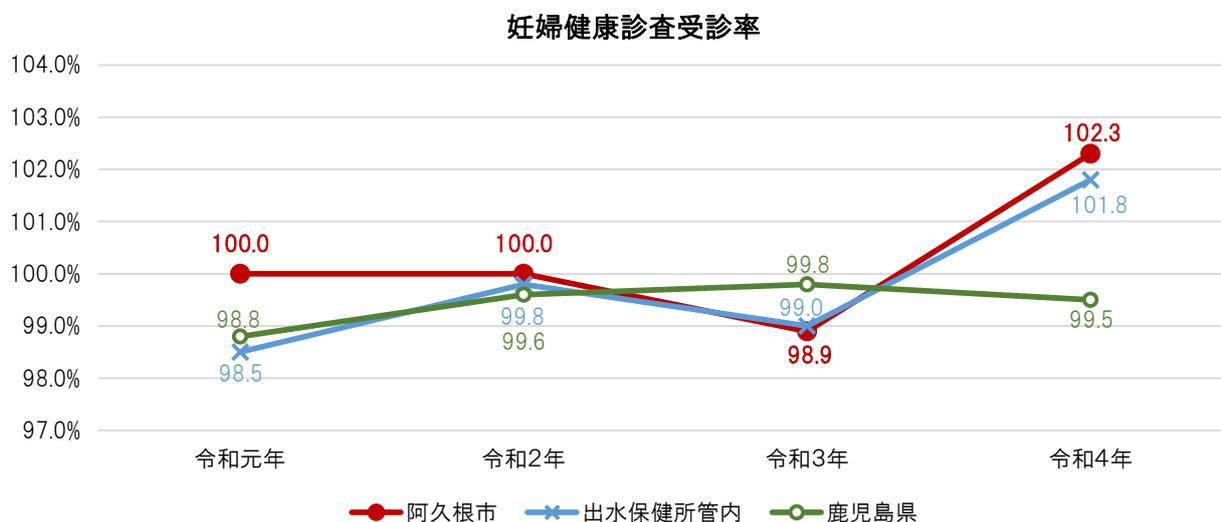


(資料：国勢調査)

## (6) 母子保健に関する状況

### ① 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、いずれの年もほぼ全数受診しており、出水保健所管内、鹿児島県と比較しても同程度で推移しています。

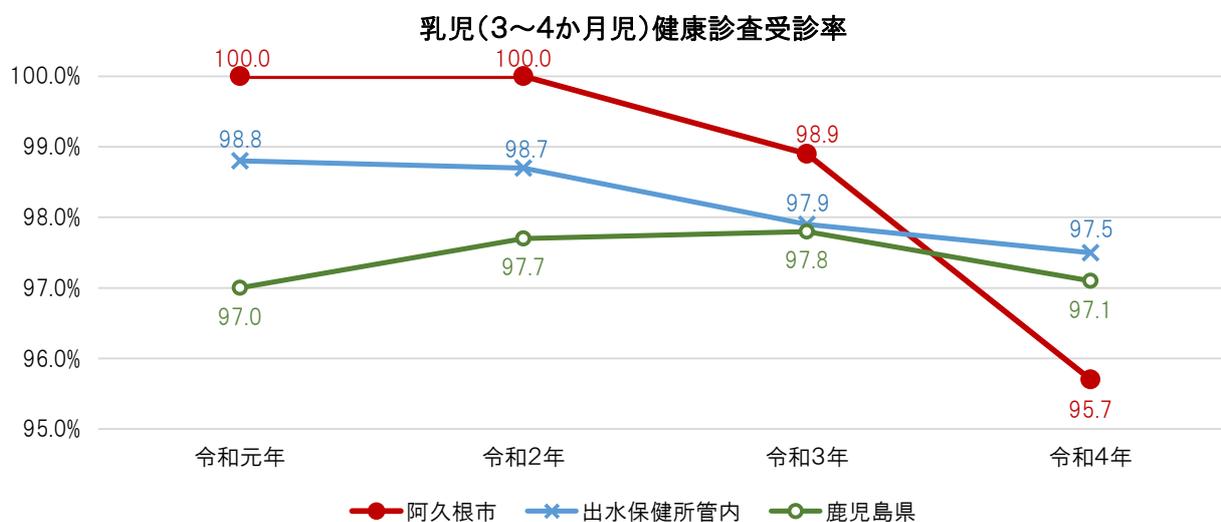


(資料：鹿児島県の母子保健)

※ 令和4年の阿久根市と出水保健所管内では、受診実人員が妊娠届出数を上回ったため、受診率は100%を超えています。

### ② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

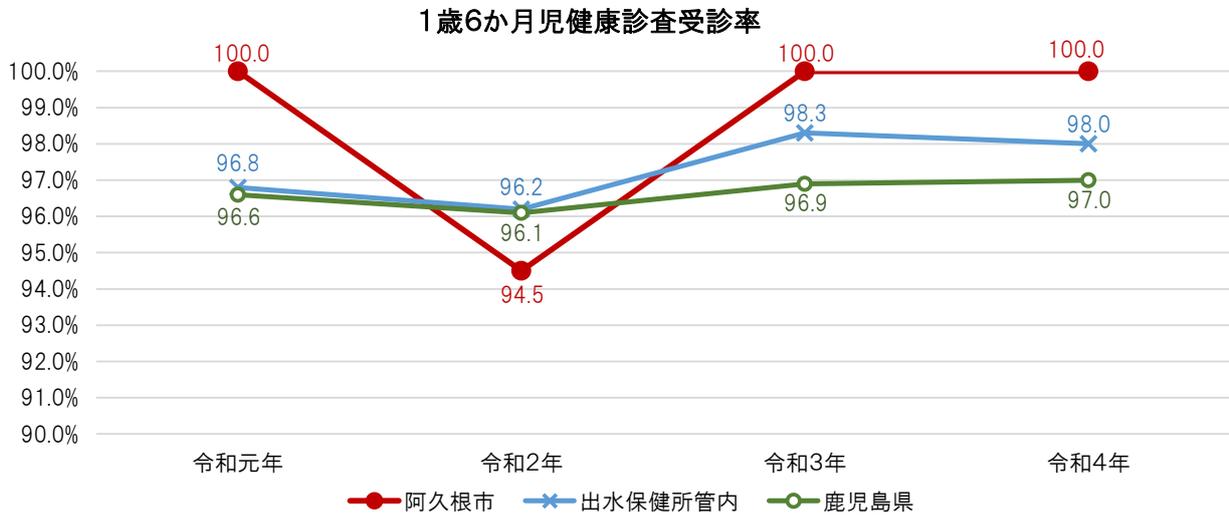
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成元年と令和2年は100.0%でしたが、令和4年は95.7%と低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

### ③ 1歳6か月児健康診査受診率

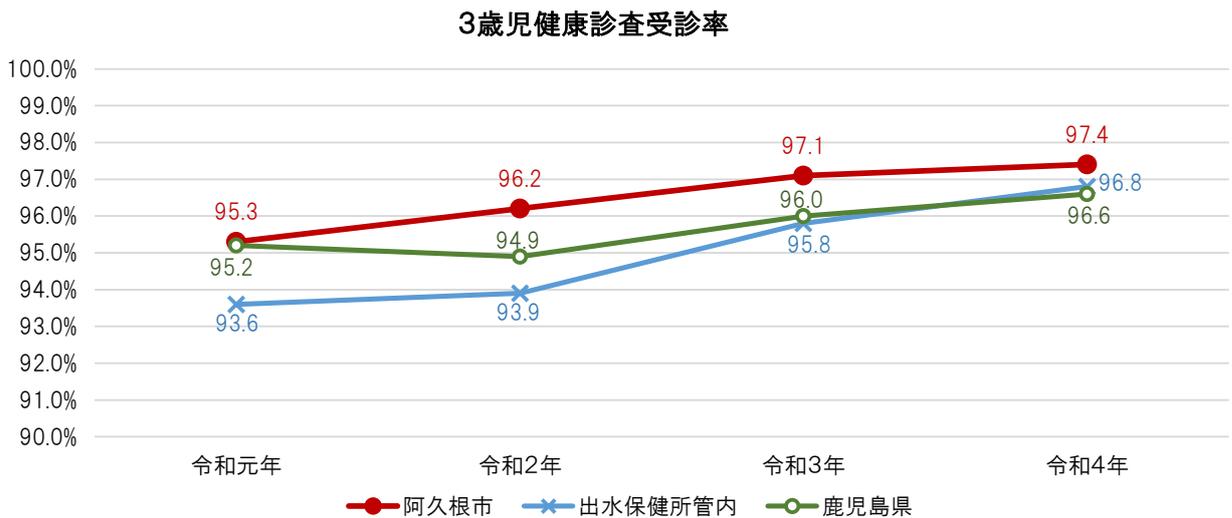
1歳6か月児健康診査受診率は、令和2年は94.5%と低くなっていますが、令和3年は100%となっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

### ④ 3歳児健康診査受診率

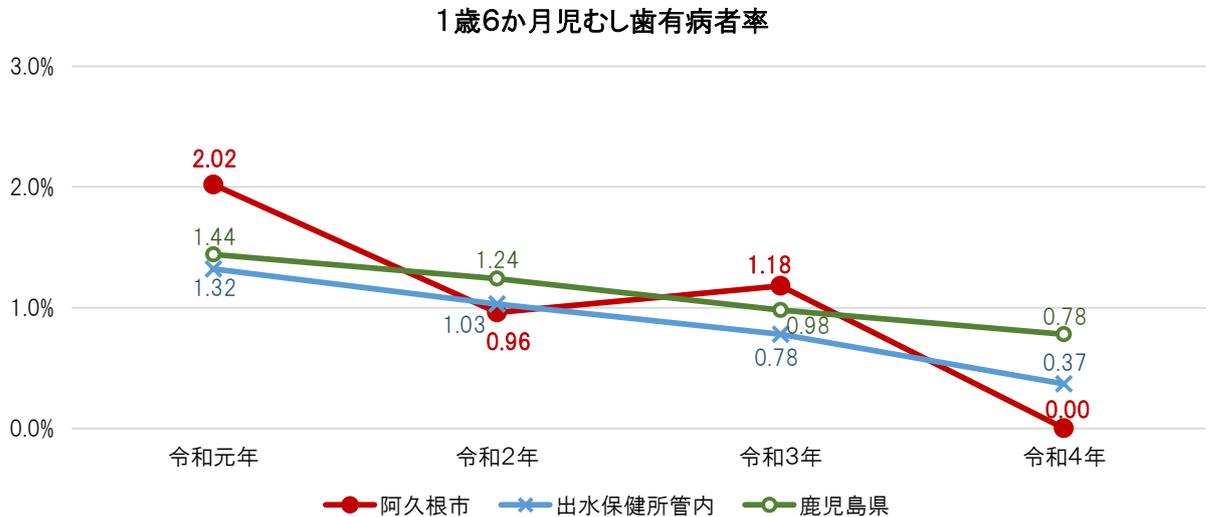
3歳児健康診査受診率は、出水保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率

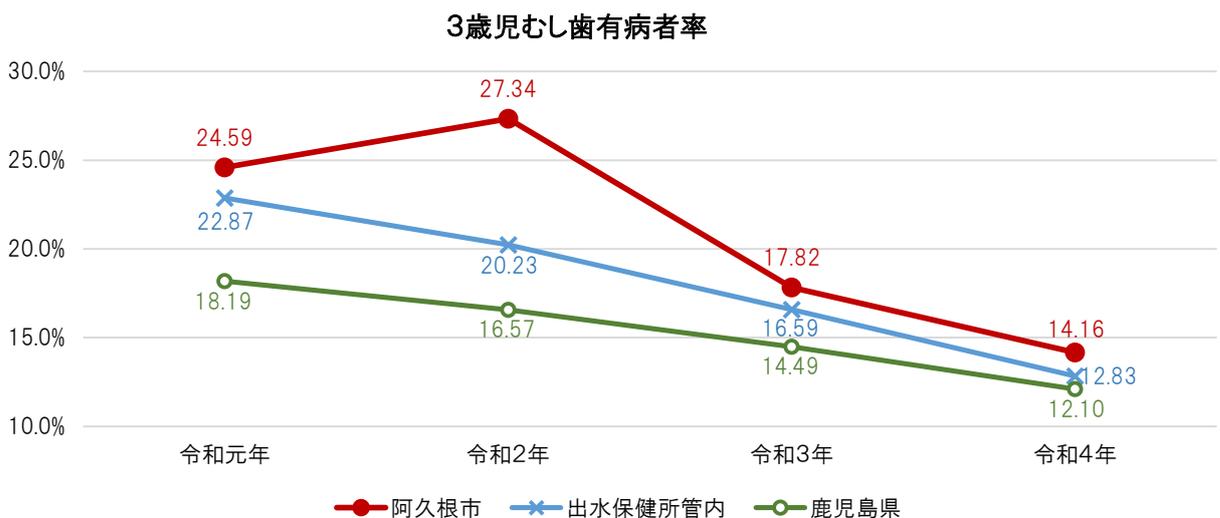
むし歯有病者率については、令和3年では1.18%でしたが、令和4年では0.00%となりました。出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑥ 3歳児むし歯有病者率

むし歯有病者率については、令和元年から令和4年まで出水保健所管内、鹿児島県より高くなっています。令和3年からは減少傾向にあります。出水保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

## 2 子ども子育て支援事業ニーズ調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

未就学児・就学児の保護者を対象に、子育ての状況や子育てに関する意見・要望等を把握し、「第3期子ども・子育て支援事業計画策定」のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

アンケート調査の概要は、以下の通りです。

区 分	未就学児	就学児
調査期間	令和6年6月～7月	
配布方法	認定こども園・保育所等の施設を通じた配布及び未就園児への郵送による配布	学校等を通じた配布及び他市町村の学校に通学している就学児への郵送による配布
回収方法	認定こども園・保育所等の施設を通じた回収及び郵送による回収	学校等を通じた回収及び郵送による回収
配布数	施設配布 363件 郵送配布 56件 計 419件	学校配布 368件 郵送配布 8件 計 376件
回収数	290件	261件
回収率	69.2%	69.4%

#### ② 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答（複数回答）を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）を意味します。

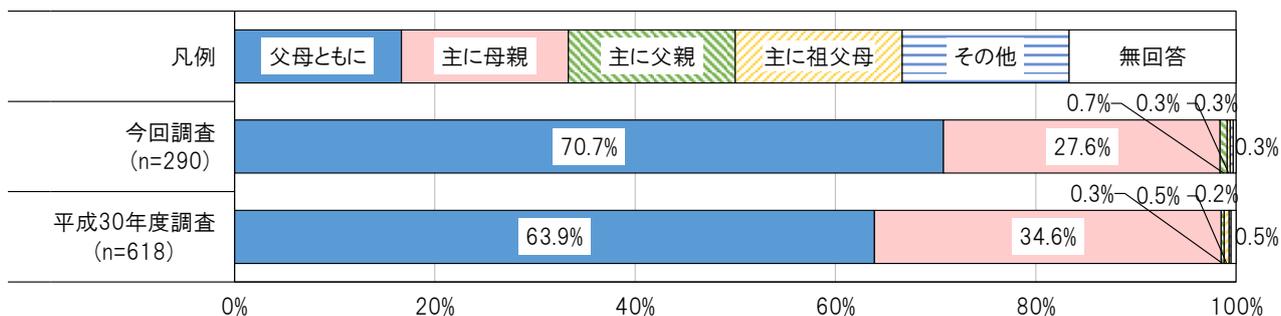
## (2) 子ども子育て支援事業ニーズ調査結果

### ① 主に子育てを行っている人

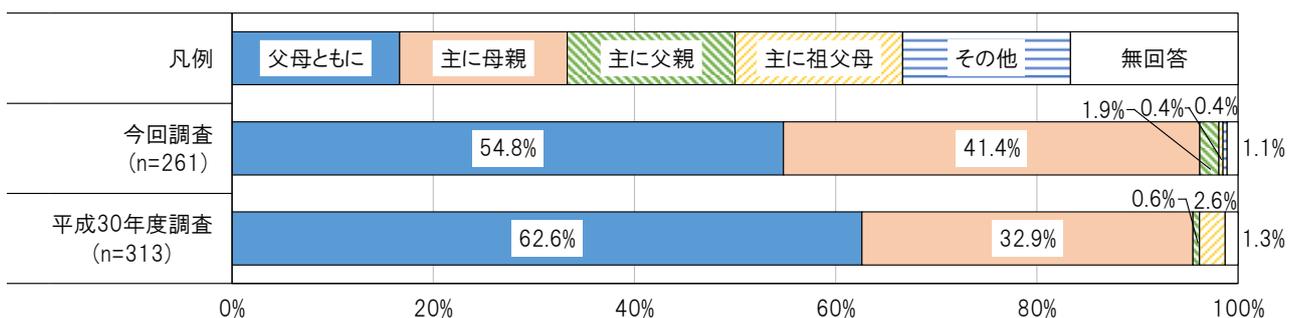
未就学児・就学児ともに、「父母ともに」と回答した割合が最も多くなっています。

未就学児では「父母ともに」が70.7%で、平成30年度調査（以下「前回調査」という）より高くなっていますが、就学児では54.8%で、前回調査より低くなっています。

#### 【未就学児】



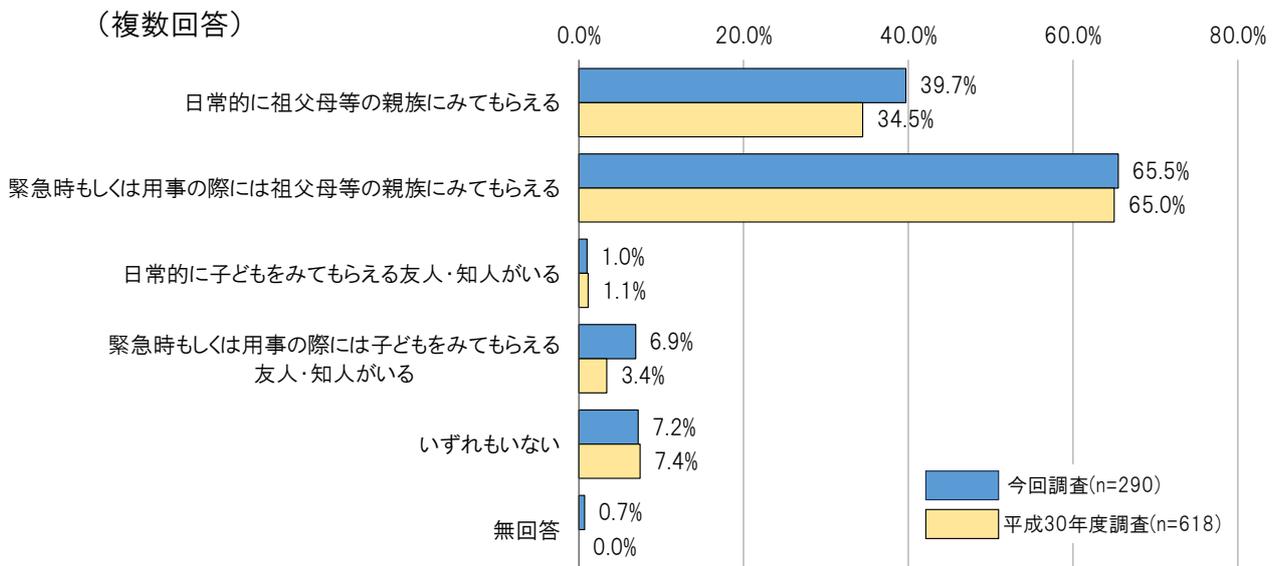
#### 【就学児】



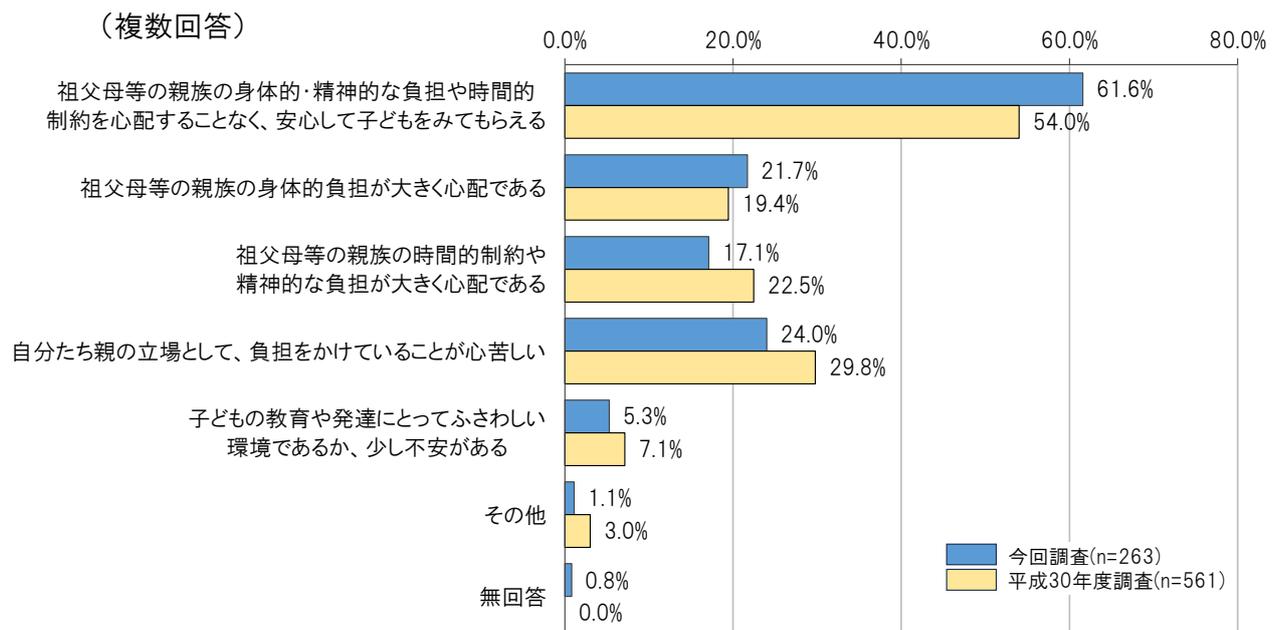
## ② 子どもの育ちをめぐる環境

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が最も多くなっています。一方、「いずれもない」と回答した割合が7.2%となっており、保育サービス等による支援が必要な世帯が存在していると考えられます。

### ◆ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無【未就学児】



### ◆ 親族にお子さんをみてもらっている状況【未就学児】



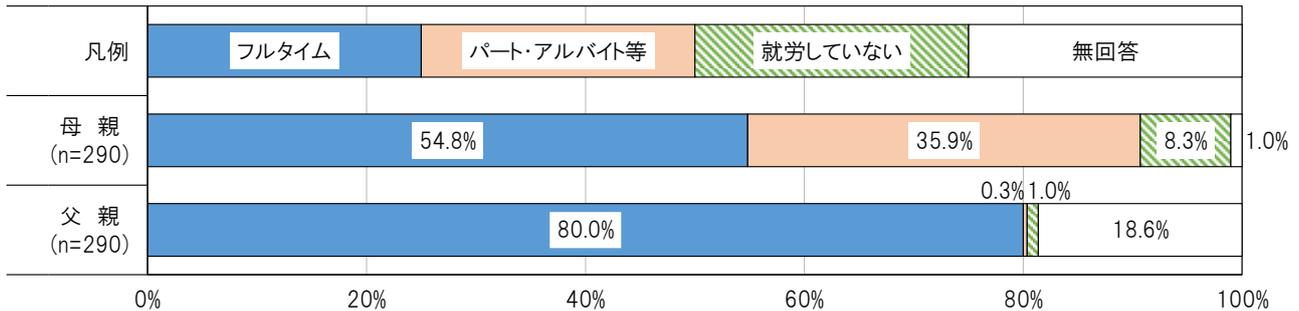
### ③ 保護者の就労状況

母親、父親ともにフルタイムが最も多くなっています。

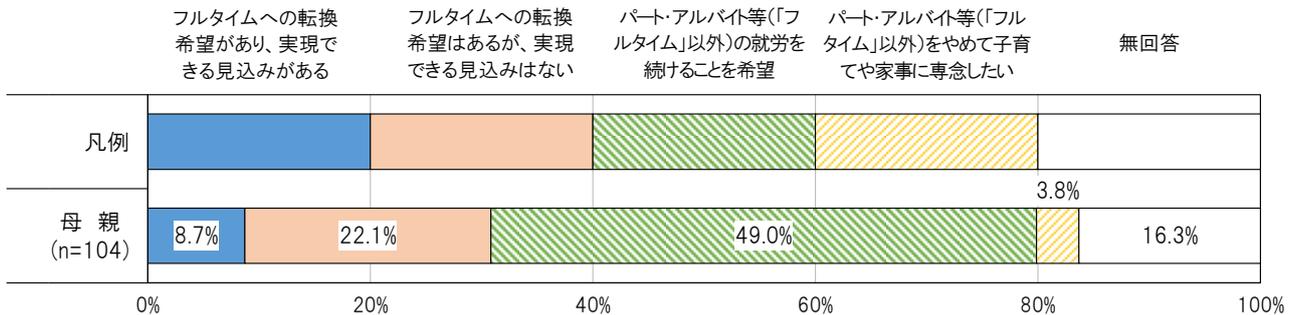
母親の就労状況は、54.8%がフルタイムと回答しており、パート・アルバイト等と合わせると90.7%が就労していると回答しています。

また、就労形態がパート・アルバイト等の方の30.8%がフルタイムへの転換希望であり、就労していない方の33.3%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。

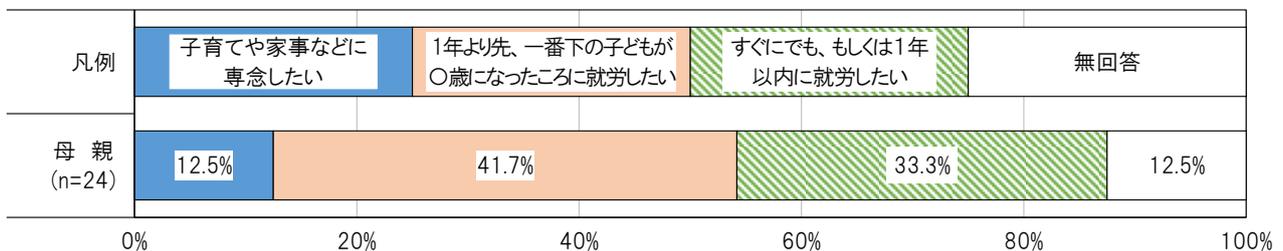
#### ◆ 保護者の就労状況【未就学児】



#### ◆ 母親のフルタイムへの転換希望【未就学児】



#### ◆ 就労していない母親の就労の希望【未就学児】



#### ④ 教育・保育事業の利用状況

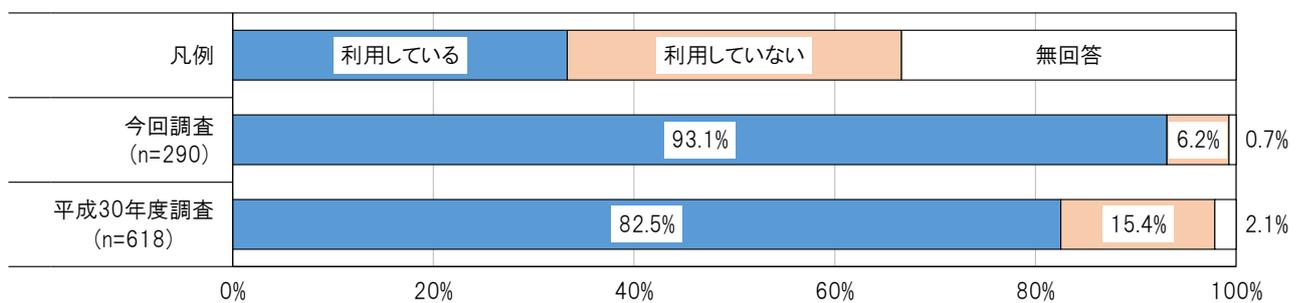
93.1%が「利用している」と回答しており、前回調査より10.6ポイント増加しています。

定期的に利用している事業は、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」の順となっています。

「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」「幼稚園」の順となっています。

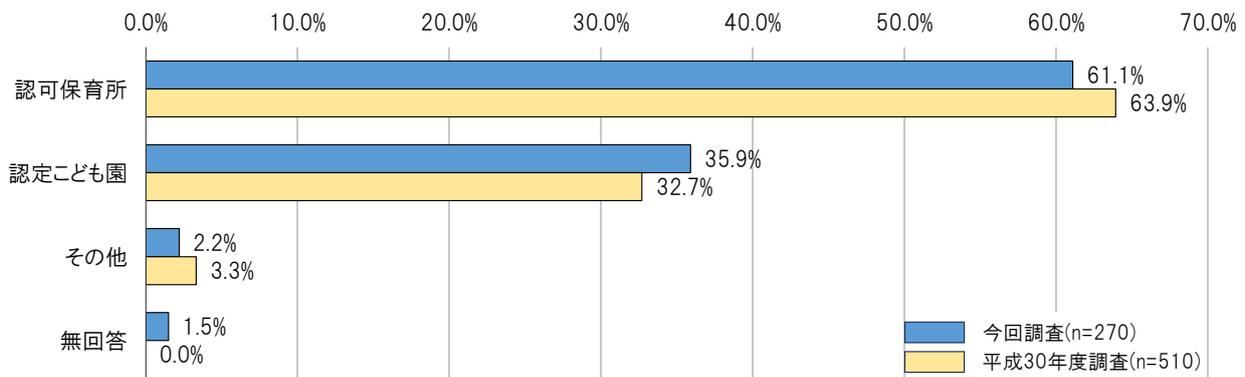
「幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望するか」については、63.5%が「はい」と回答しており、教育ニーズ（1号）の希望が多いことが伺えます。

#### ◆ 定期的な教育・保育事業の利用状況【未就学児】



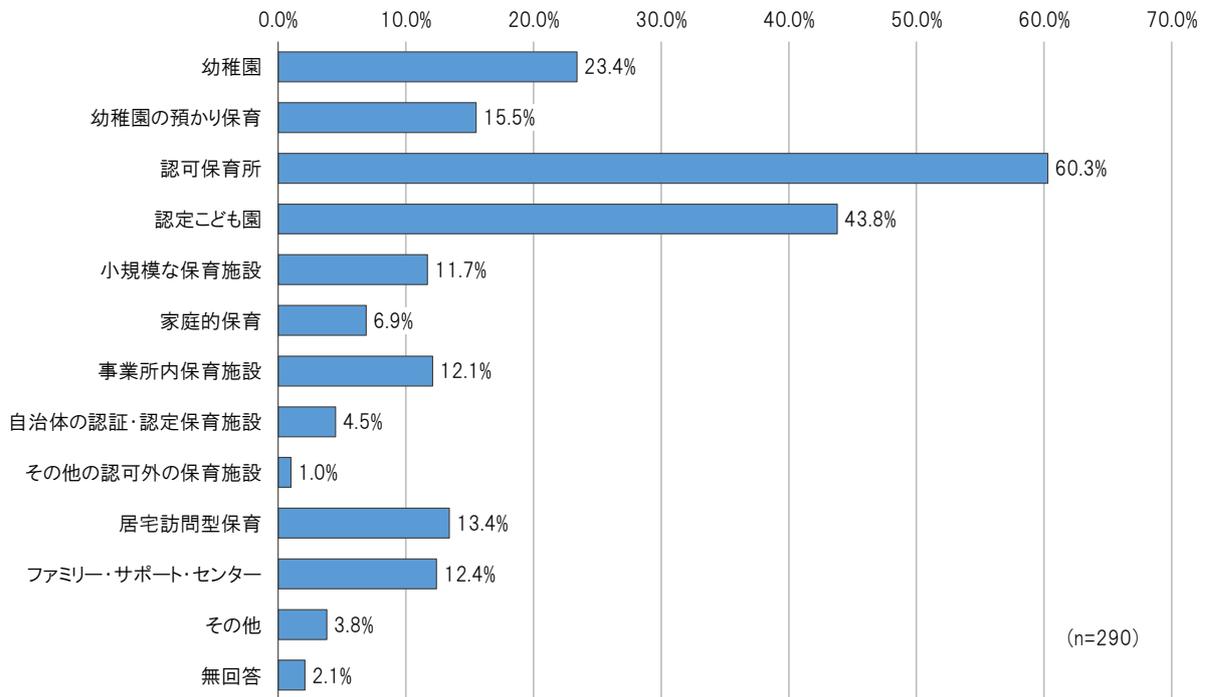
#### ◆ 定期的に利用している事業【未就学児】

(複数回答)

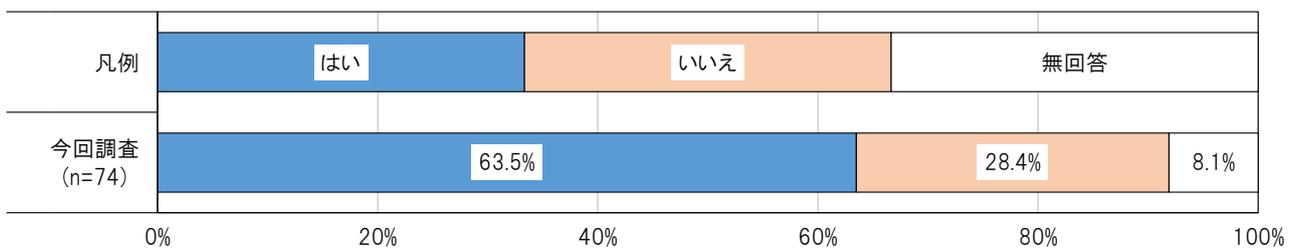


◆ 定期的に利用したいと考える事業【未就学児】

(複数回答)



◆ 幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望するか【未就学児】

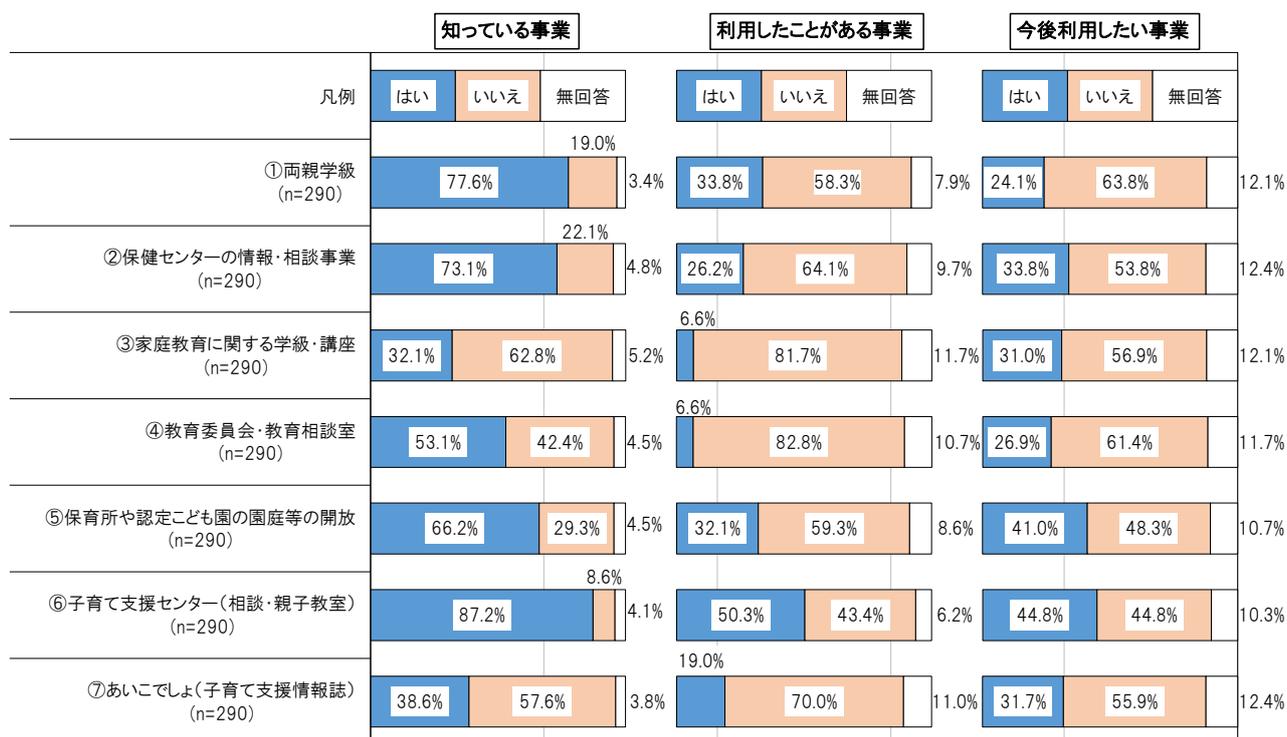


## ⑤ 地域子育て支援事業について

知っている事業については、「⑥子育て支援センター（相談・親子教室）」が最も多く、次いで「①両親学級」となっており、利用したことがある事業については、「⑥子育て支援センター（相談・親子教室）」が最も多く、次いで「①両親学級」となっています。

また、今後利用したい事業については、「⑥子育て支援センター（相談・親子教室）」が44.8%で最も高く、次いで「⑤保育所や認定こども園の園庭等の開放」が41.0%、「②保健センターの情報・相談事業」33.8%の順となっています。

### ◆ 子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向【未就学児】

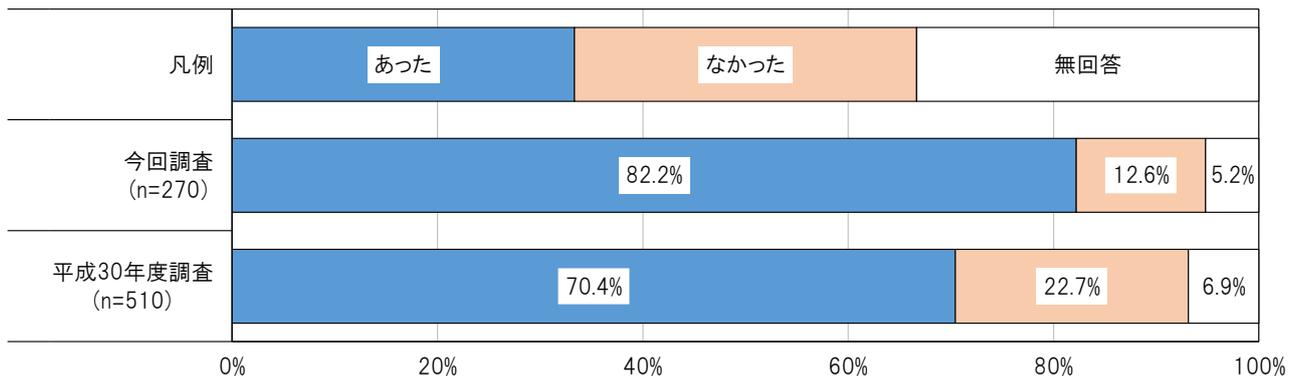


## ⑥ 病気の際の対応について

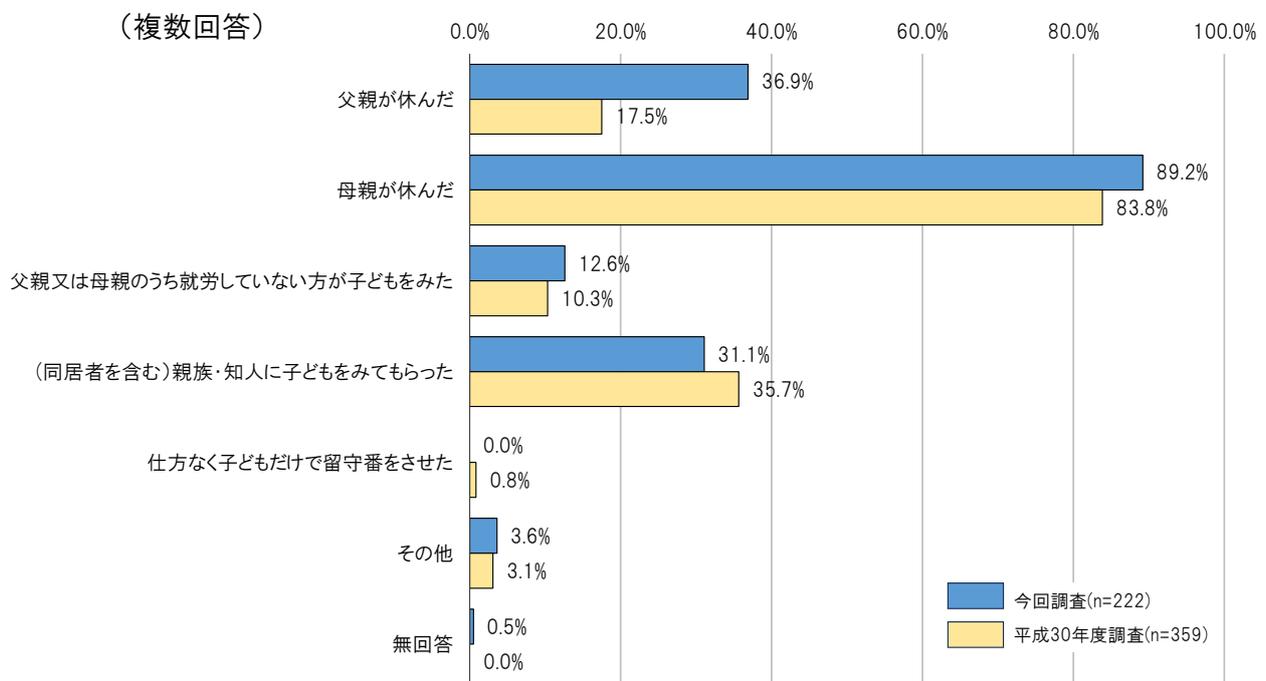
「あった」と回答した割合が82.2%で、前回調査よりも11.8ポイント多くなっています。

また、その際の対処法では「母親が休んだ」と回答した割合が最も多く、次いで「父親が休んだ」、「親族・知人に子どもをみてもらった」の順になっており、「父親が休んだ」と回答した割合は、前回調査より19.4ポイント多くなっています。

### ◆ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと【未就学児】



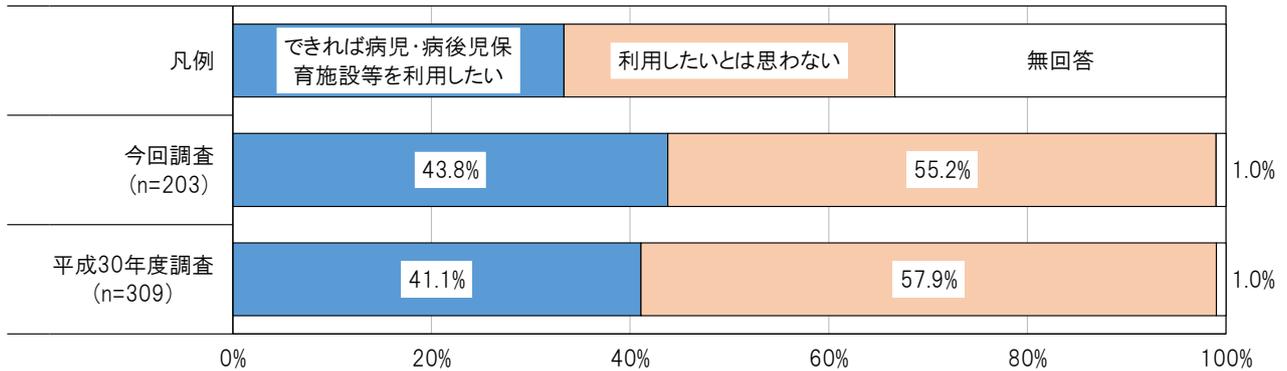
### ◆ 病気やケガで事業を利用できなかった時の対処方法【未就学児】



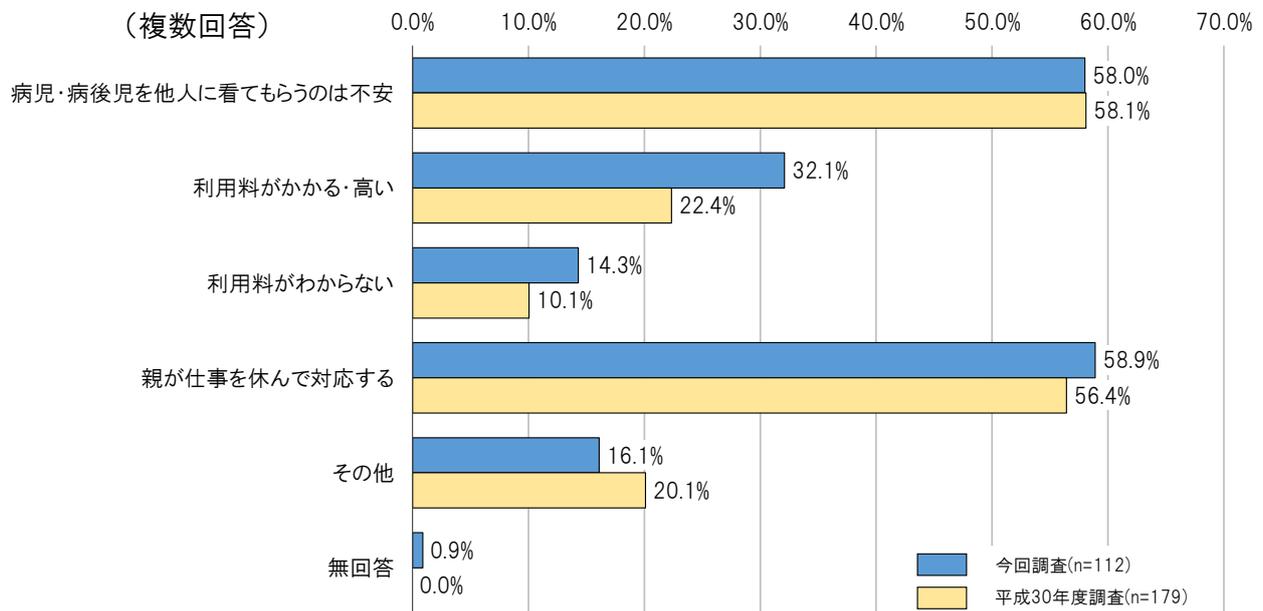
「利用したいとは思わない」とした回答割合が55.2%で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした回答割合が43.8%となっています。

「利用したいとは思わない」理由として、「親が仕事を休んで対応する」が58.9%で最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が58.0%、次いで「利用料がかかる・高い」が32.1%の順となっています。

#### ◆ 病児・病後児保育施設等の利用意向【未就学児】



#### ◆ 利用したいと思わない理由【未就学児】



⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

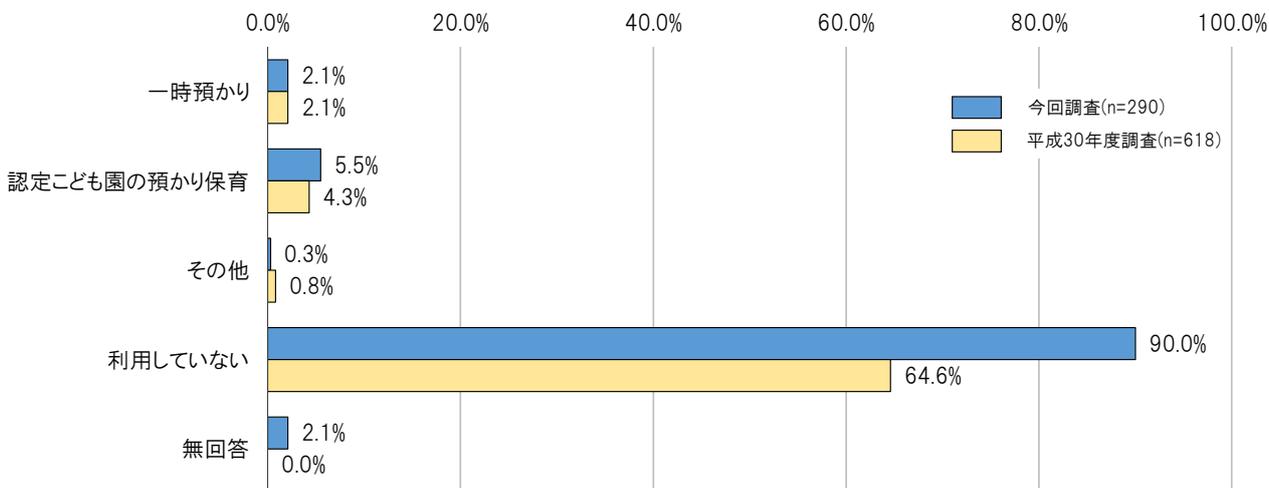
「利用していない」とした回答が90.0%となっています。

利用希望の有無については、「利用したい」とした回答が40.0%で、その理由は「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が74.1%で最も多く、前回調査より13.9ポイント多くなっています。

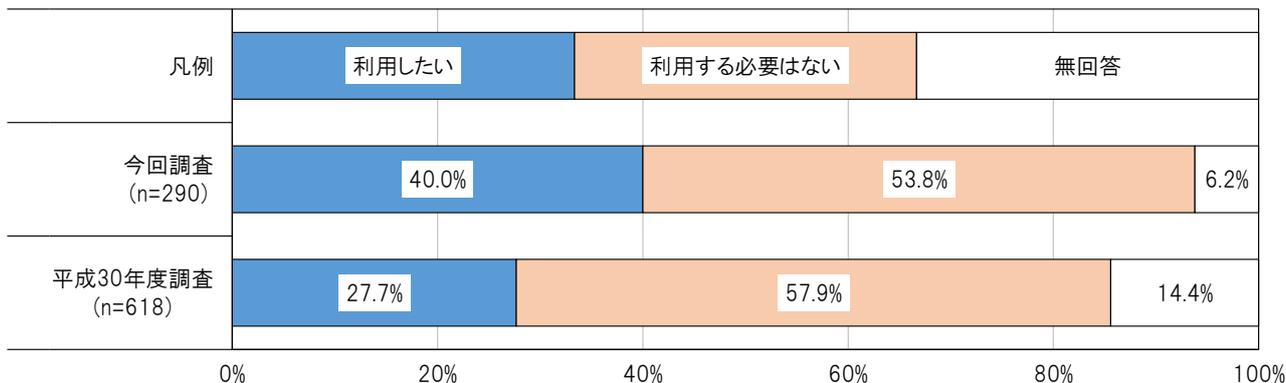
宿泊を伴う短期入所生活援助事業の利用希望については、84.5%が「利用する必要はない」と回答しています。一方、10.7%は「利用したい」と回答しており、その理由は「保護者や家族の育児疲れ・不安」が67.7%で最も多く、次いで「保護者や家族の病気」が61.3%、「冠婚葬祭」が38.7%の順となっています。

◆ 不定期に利用している事業【未就学児】

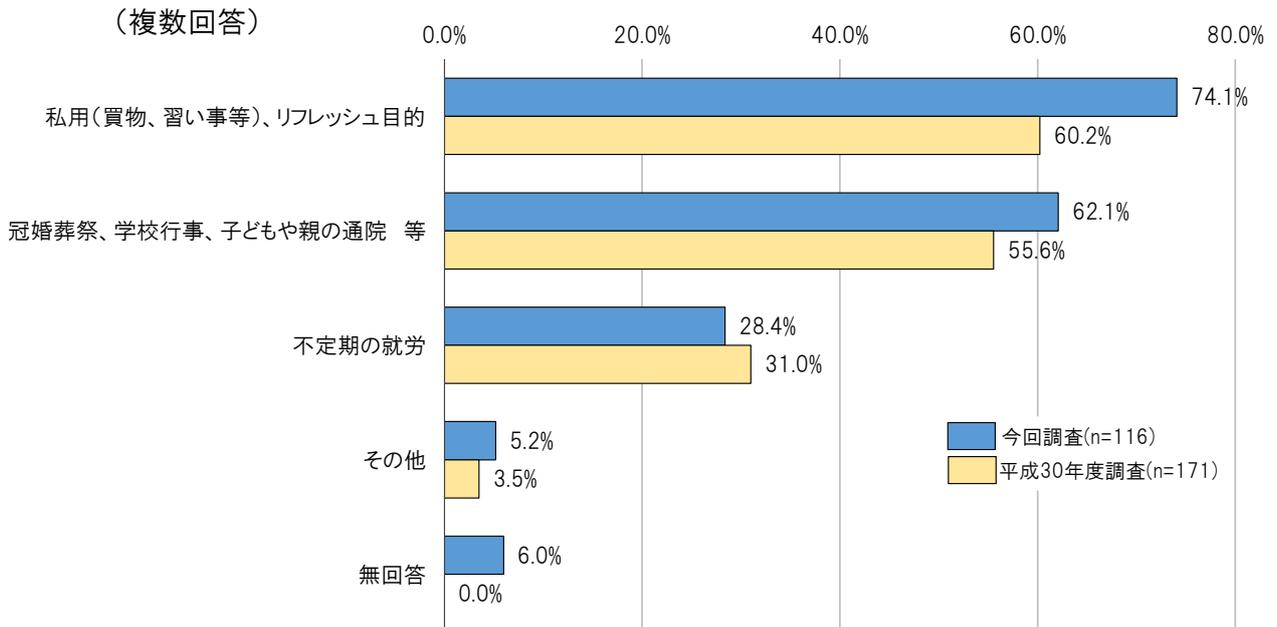
(複数回答)



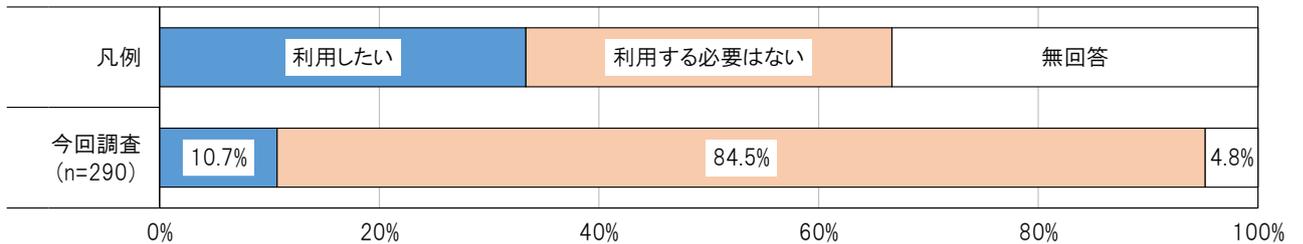
◆ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用希望の有無【未就学児】



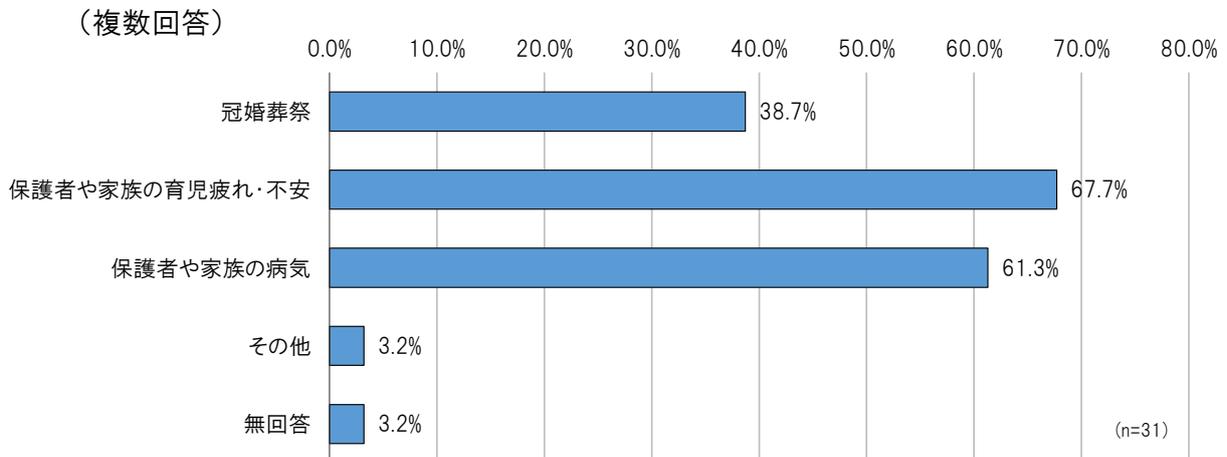
◆ 利用したい理由【未就学児】



◆ 宿泊を伴う短期入所生活援助事業の利用希望【未就学児】



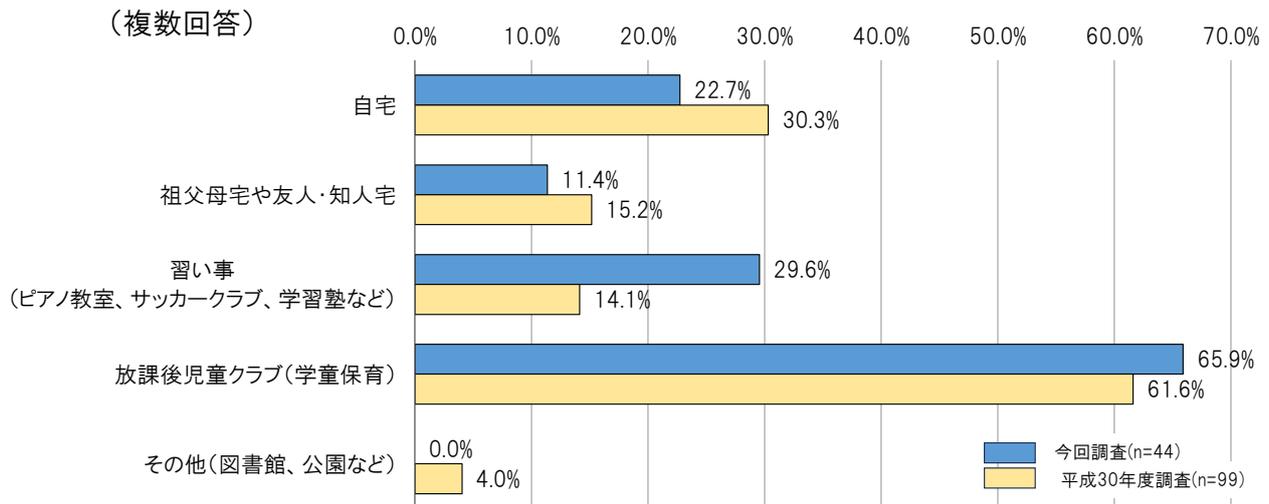
◆ 利用したい理由【未就学児】



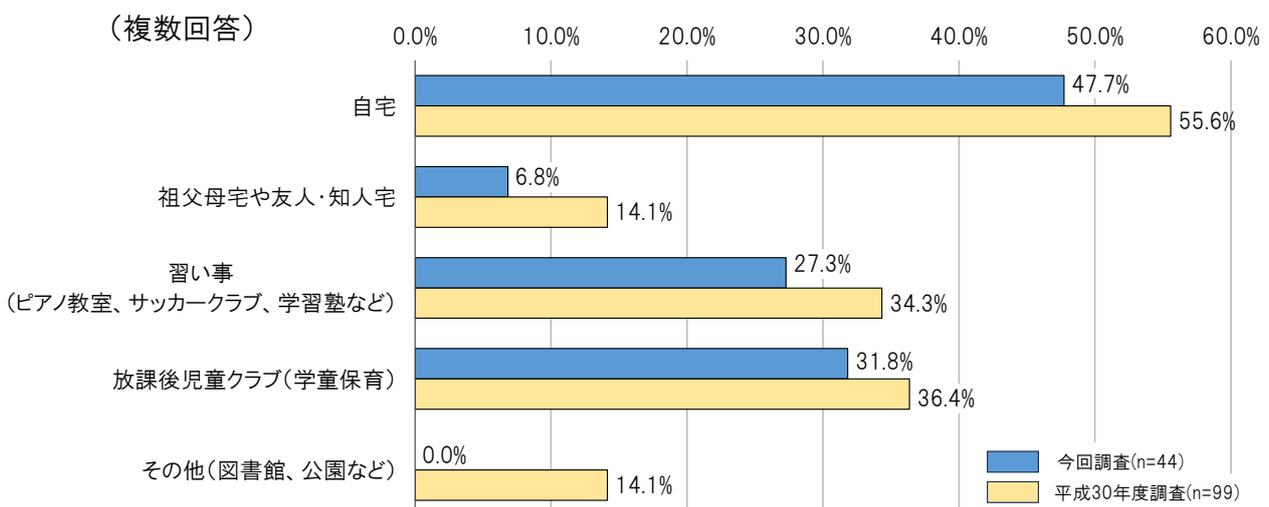
⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（※5歳以上の未就学児対象）

低学年時では、「放課後児童クラブ」が65.9%で最も多く、前回調査よりも4.3ポイント多くなっており、次いで「習い事」が29.6%で前回調査よりも15.5ポイント多くなっています。高学年時では、「自宅」が47.7%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が31.8%、「習い事」が27.3%の順となっています。

◆ 小学校低学年を過ごさせたい場所



◆ 小学校高学年を過ごさせたい場所



### ⑨ 仕事と家庭の両立について

育児休業の取得について、母親は、「取得した」と回答した割合が最も多く、次いで「働いていなかった」、「取得していない」の順となっています。「働いていなかった」と「取得していない」と回答した割合は、前回調査より減少しています。

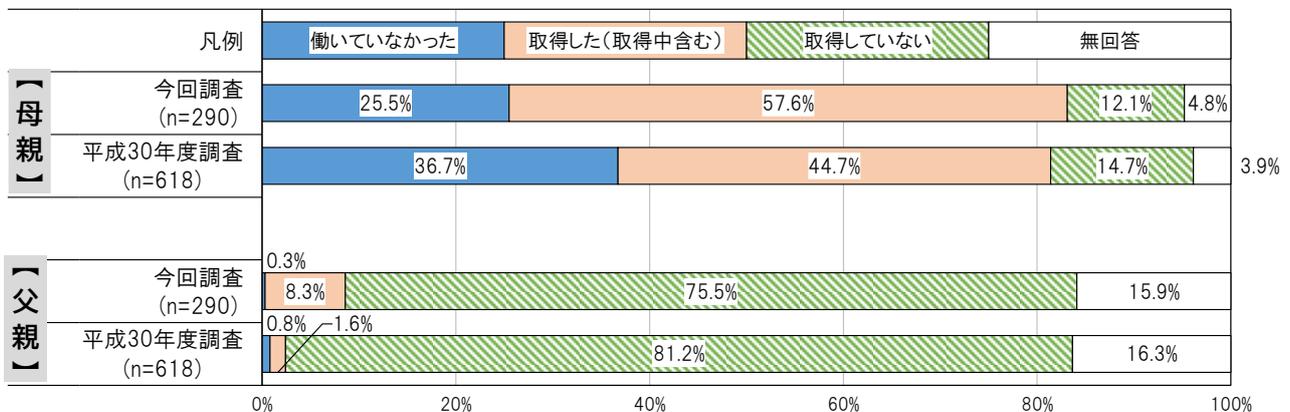
取得していない理由は、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」などが多くなっています。

父親は、「取得していない」と回答した割合が最も多くなっています。

「取得した」と回答した割合は8.3%で、前回調査より6.7ポイント増加していますが、取得率は低くなっています。

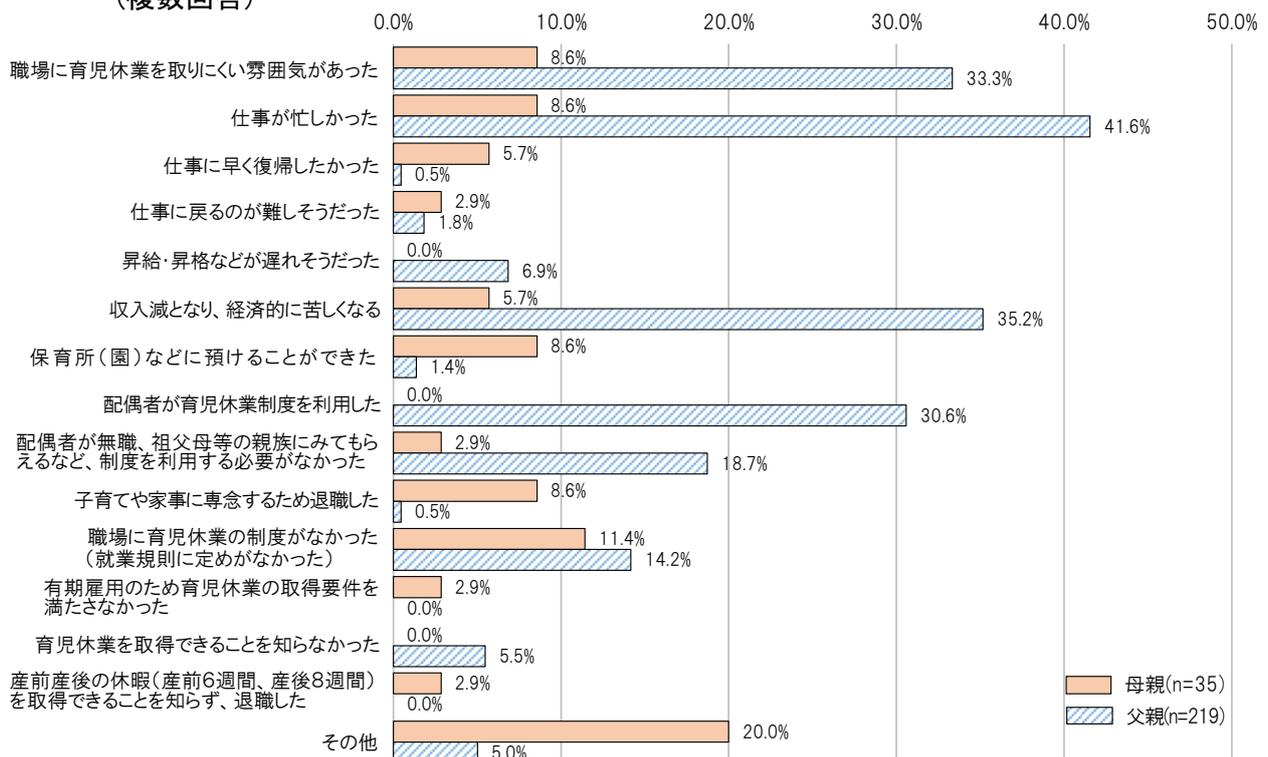
取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の順となっています。

#### ◆ 育児休業の取得状況【未就学児】



#### ◆ 育児休業を取得していない理由【未就学児】

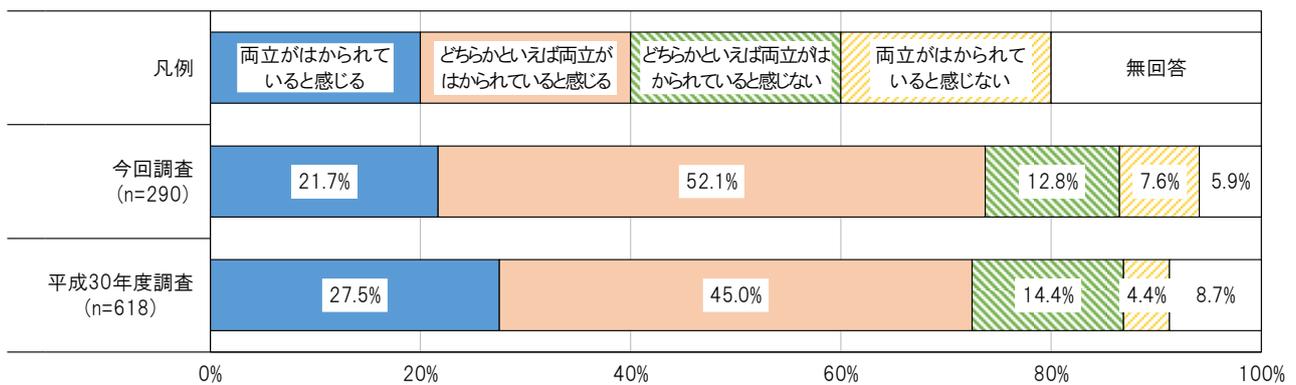
(複数回答)



仕事と家庭の両立について「はかられていると感じる（両立がはかられていると感じる＋どちらかといえば両立がはかられていると感じる）」と回答した割合は73.8%で、「はかられていないと感じる（どちらかといえば両立がはかられていると感じない＋両立がはかられていると感じない）」と回答した割合は20.4%となっています。

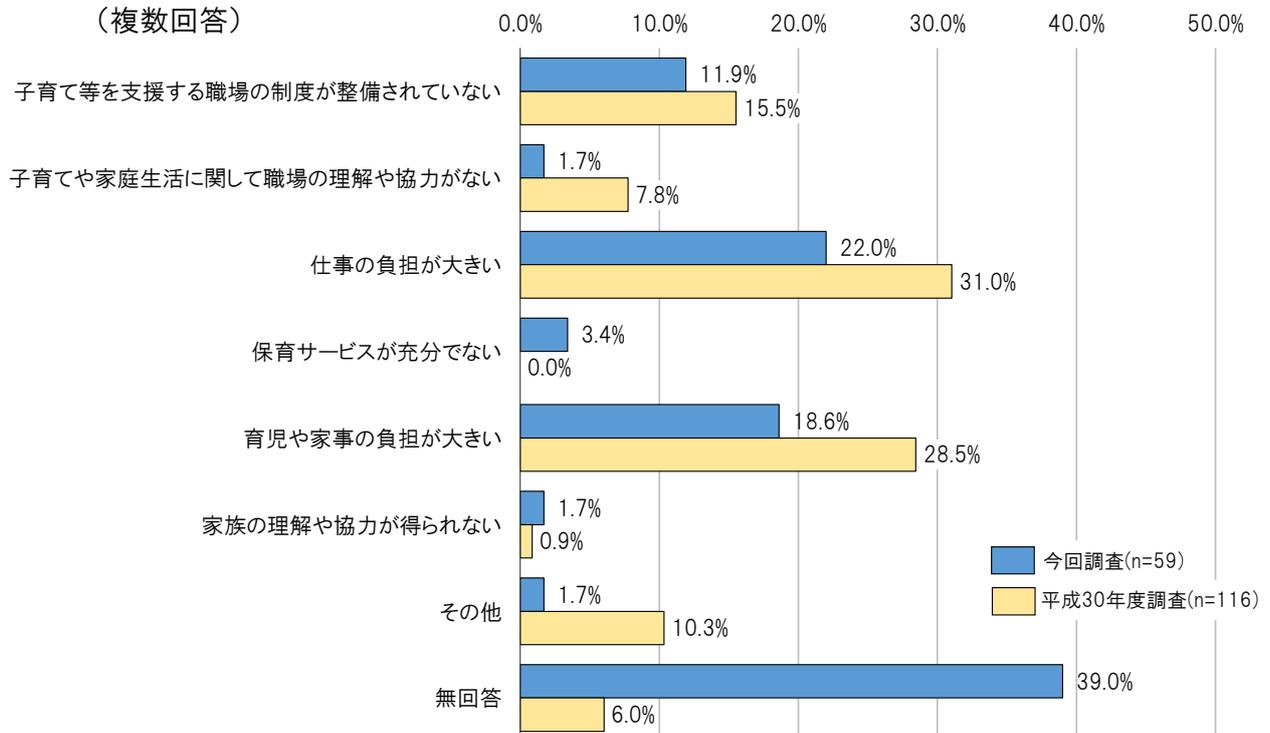
両立がはかられていないと感じる理由として、「仕事の負担が大きい」が最も多く、次いで「育児や家事の負担が大きい」、「子育て等を支援する職場の制度が整備されていない」の順となっており、「仕事の負担が大きい」と「育児や家事の負担が大きい」については、前回調査よりも9.0ポイント以上減少しています。

#### ◆ 仕事と家庭の両立について【未就学児】



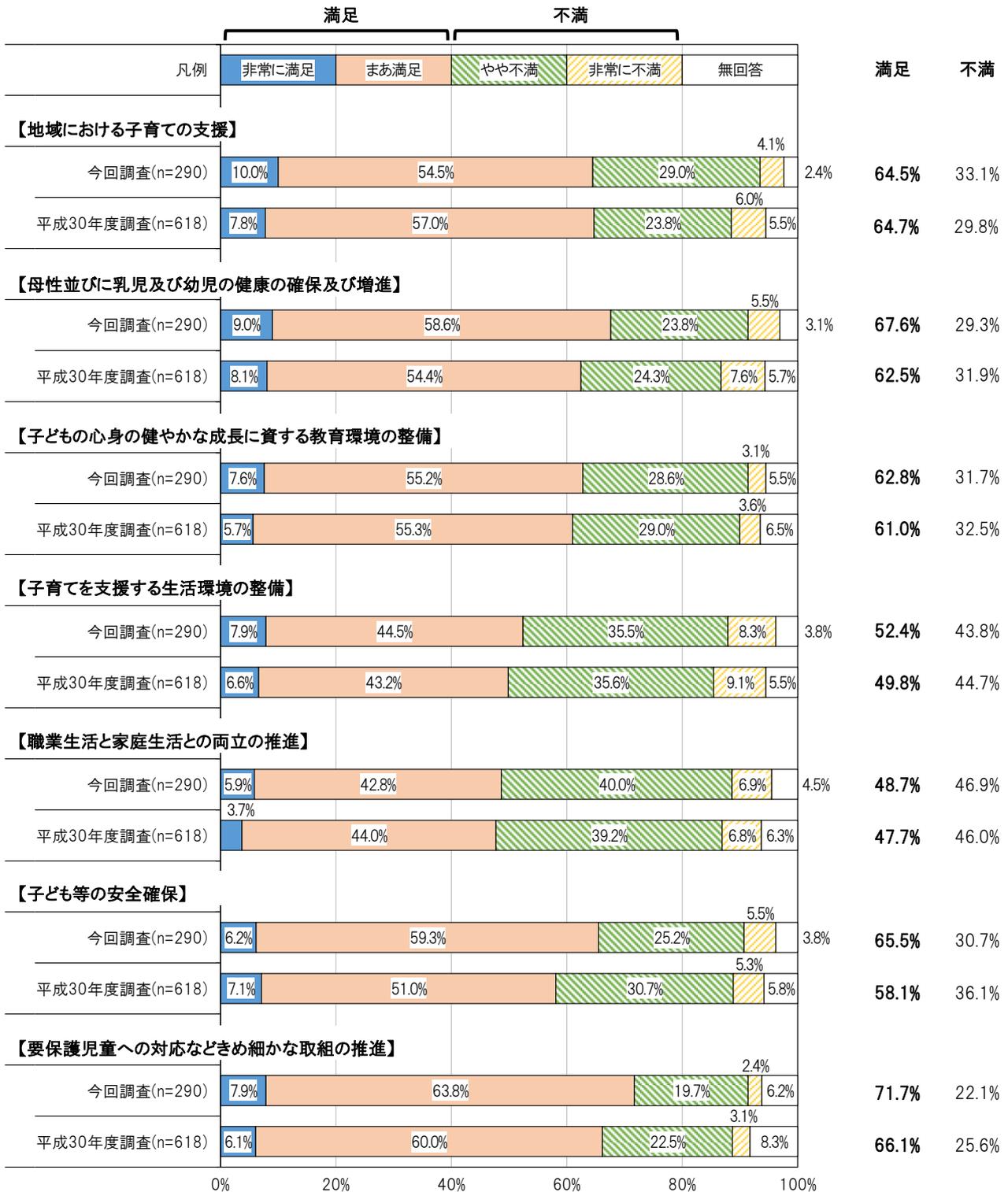
#### ◆ 両立がはかられていないと感じる理由【未就学児】

(複数回答)



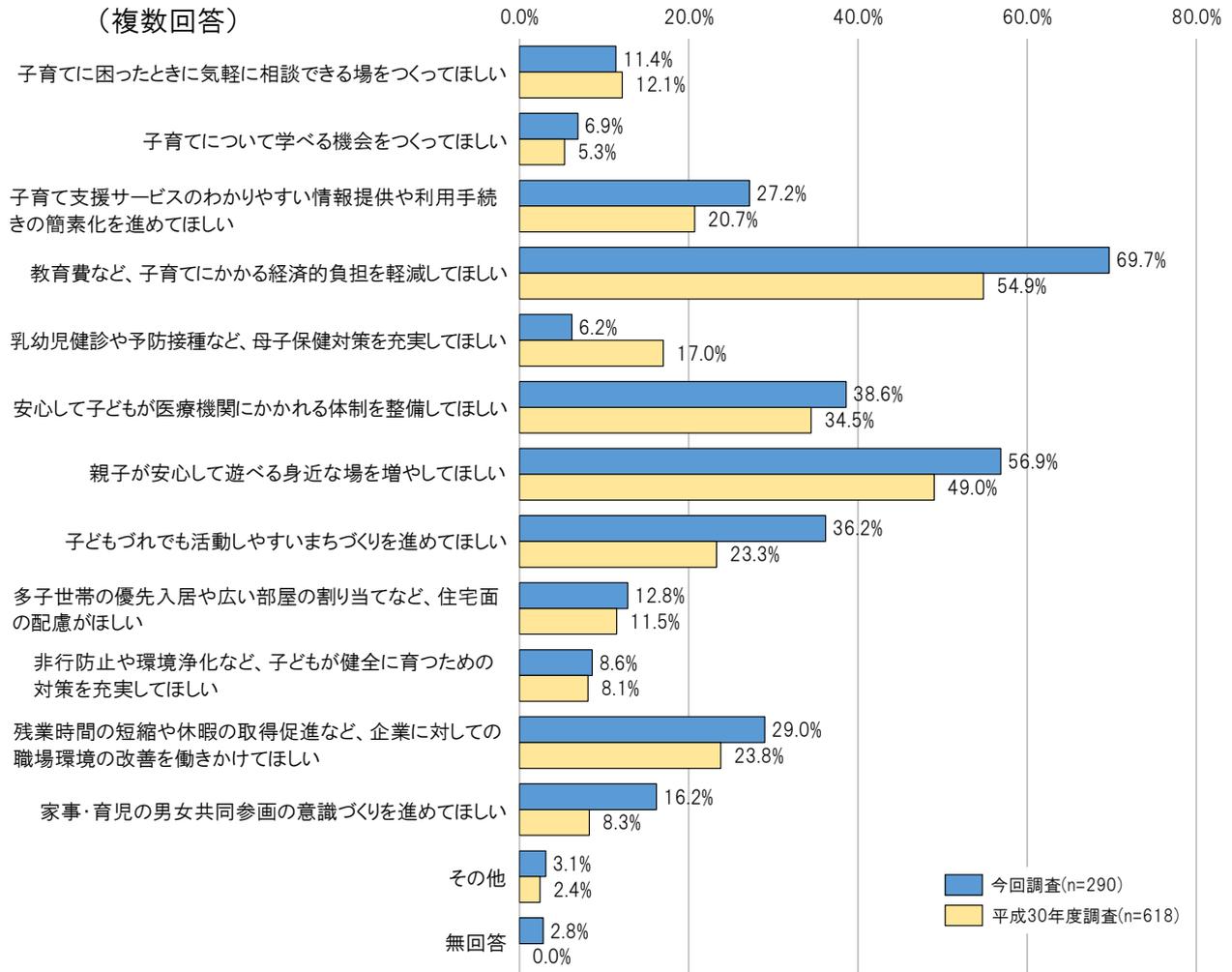
⑩ 子育て支援事業に対する評価【未就学児】

全ての事業で『満足（非常に満足+まあ満足）』と回答した割合が多くなっています。また、「地域における子育ての支援」を除く他の事業で、前回調査より『満足』と回答した割合が多くなっています。



◆ 市に対して、特に充実を期待する子育て支援【未就学児】

「教育費など、子育てにかかる経済的負担を軽減してほしい」が69.7%で最も多く、次いで「親子が安心して遊べる身近な場を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の順となっています。

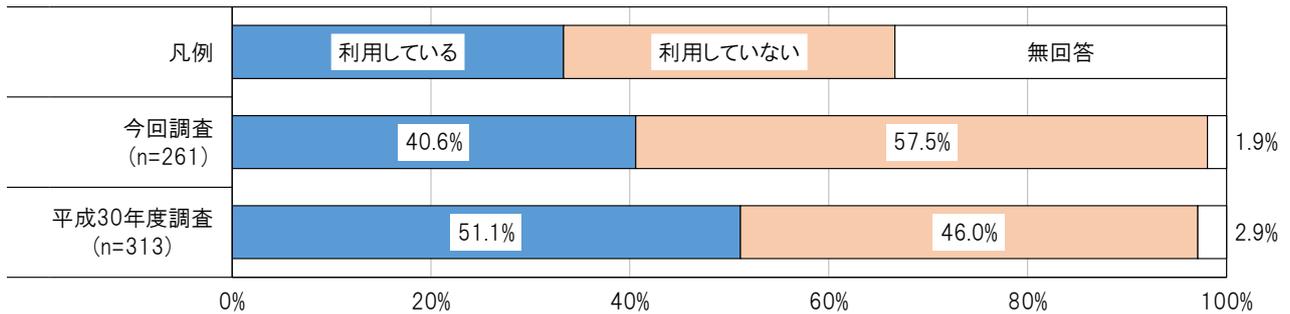


### ⑪ 放課後児童クラブの利用状況について

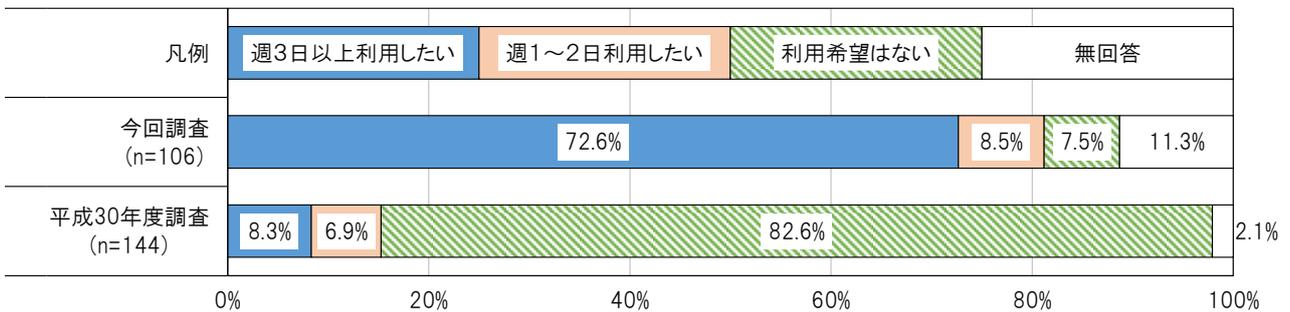
現在の利用状況は、「利用している」と回答した割合が40.6%、「利用していない」と回答した割合が57.5%となっており、「利用している」割合は前回調査より10.5ポイント減少しています。

今後の放課後児童クラブの利用意向については、『利用したい(週3日以上利用したい+週1～2日利用したい)』と回答した割合が81.1%となっています。また、利用を希望する最終学年は、「6年生」とした回答した割合が68.6%となっています。

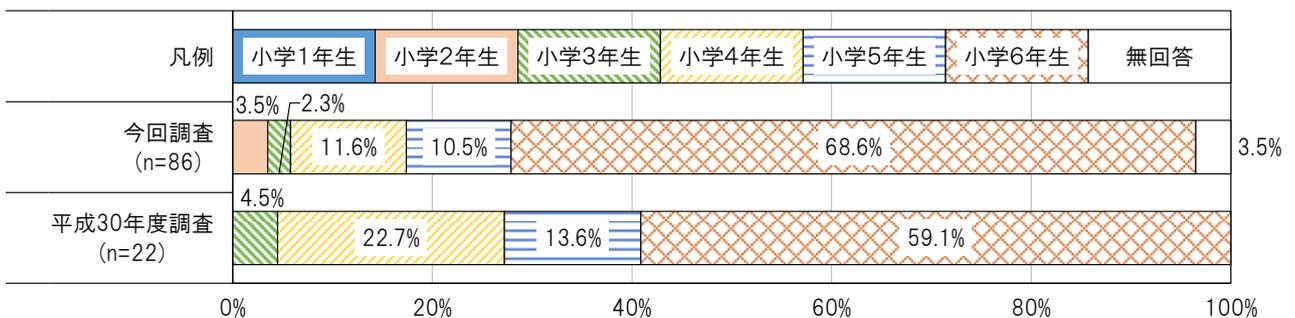
#### ◆ 放課後児童クラブの利用の有無【就学児】



#### ◆ 今後の放課後児童クラブの利用意向【就学児】



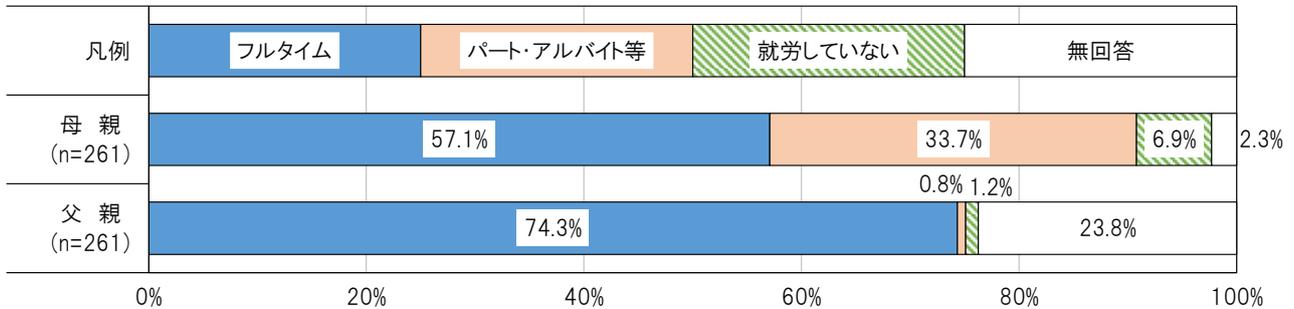
#### ◆ 利用を希望する最終学年【就学児】



⑫ 保護者の就労状況について

◆ 保護者の就労状況【就学児】

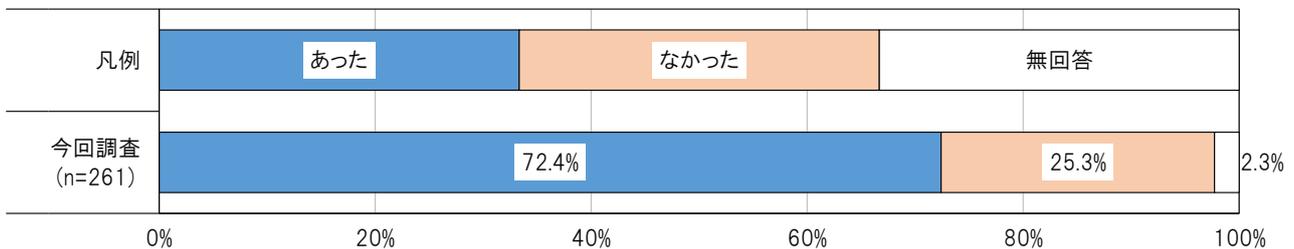
母親の57.1%が「フルタイム」と回答しており、「パート・アルバイト等」と合わせると90.8%が就労しています。



⑬ 病気の際の対応について

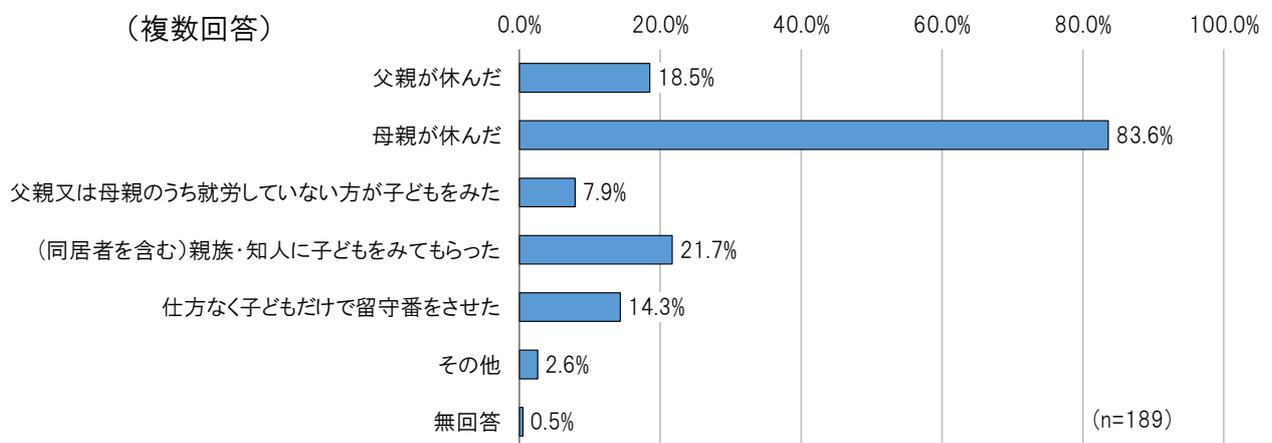
◆ 病気やケガで学校を休んだことの有無【就学児】

72.4%が「あった」と回答しており、その対処方法では、「母親が休んだ」とした回答割合が83.6%となっています。また、14.3%が「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答しています。



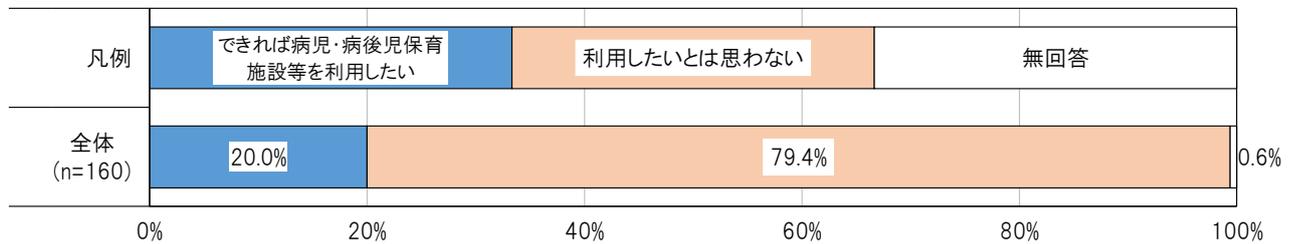
◆ 病気やケガで学校を休んだ場合の対処法【就学児】

(複数回答)



◆ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向【就学児】

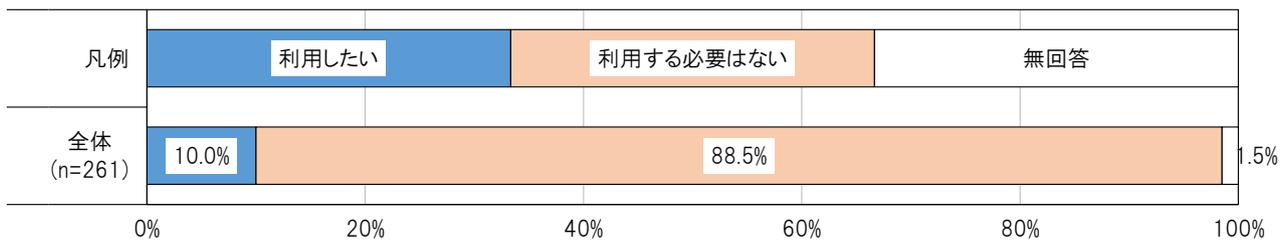
「利用したいとは思わない」とした回答した割合が 79.4%で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合が 20.0%となっています。



⑭ 宿泊を伴う保護者の用事での短期入所生活援助事業の利用について

◆ 宿泊を伴う保護者の用事での短期入所生活援助事業の利用意向【就学児】

「利用したい」と回答した割合が 10.0%で、「利用する必要はない」と回答した割合が 88.5%となっています。



### (3) 第2期計画における各事業の実績

第2期計画における量の実績と評価については、以下の通りとなっています。  
 なお、令和6年度の数值は、9月時点での実績です。

#### ① 教育・保育の量の実績と評価

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（認定こども園）（a）		人	107	108	118	87	69
3～5歳	1号認定	人	107	108	118	87	69
	2号認定(教育ニーズ)	人	0	0	0	0	0
2号認定（保育所・認定こども園）（b）		人	289	286	259	215	220
3～5歳	保育ニーズ	人	289	286	259	215	220
3号認定（保育所・認定こども園）（c）		人	252	230	206	237	203
0～2歳	0歳児	人	75	70	64	68	33
	1～2歳児	人	177	160	142	169	170
3号認定(保育ニーズ)+3号認定		人	541	516	465	452	423
合計（a+b+c）		人	648	624	583	539	492

#### 1号認定の実績と評価

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の実績		人	107	108	120	87	69
②確保方策(利用定員数)		人	105	105	105	105	105
	認定こども園	人	105	105	105	105	105
②-①過不足		人	▲2	▲3	▲15	18	36
【第2期計画の評価】		5年間、利用定員数に変更はなく、令和4年度に過不足が生じたが、概ね必要な量は確保できた。令和4年度については、教育ニーズが高かったためものと推定される。 また、人口減少に伴い、必要な量も減少すると想定されることから、適切な利用定員数を検討する必要がある。					

#### 2号認定の実績と評価

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の実績		人	289	286	259	215	220
②確保方策(利用定員数)		人	332	332	298	278	278
	認定こども園	人	52	52	52	52	52
	認可保育所	人	280	280	246	226	226
②-①過不足		人	43	46	39	63	58
【第2期計画の評価】		5年間必要な量を確保できた。 また、人口減少に伴い、必要な量も減少すると想定されることから、適切な利用定員数を検討する必要がある。					

### 3号認定の実績と評価

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1～2歳								
①量の実績	人	75	177	70	160	64	142	68	169	33	170
②確保方策(利用定員数)	人	54	204	40	188	32	170	32	170	32	170
認定こども園	人	9	49	9	49	9	49	9	49	9	49
認可保育所	人	45	155	31	139	23	121	23	121	23	121
②-①過不足	人	▲21	27	▲30	28	▲32	28	▲36	1	▲1	0
【第2期計画の評価】	<p>0歳児については、当初、想定していたとおり、令和5年度まで過不足が生じた。            1、2歳児については、必要な量を確保できてはいるが、令和5年度及び令和6年度においては、利用定員を上回る実績の量である。            当該年齢においても、人口減少は生じているが、保育のニーズの高まりによる利用者数の増加と推定される。            今後は、保育ニーズを加味した上で、見込み量及び確保方策を設定する必要がある。</p>										

### 保育利用率の設定

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	人	258	228	202	202	202
3歳未満人口	人	308	294	277	271	271
保育利用率	%	83.8	77.6	72.9	74.5	74.5
保育利用率の目標値	%	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1
【第2期計画の評価】	<p>令和4年度を除き目標値を達成した。令和4年度においても、74.1%に近い数字となっている。            また、人口減少に伴い、今後は適切な見込み量を設定する必要がある。</p>					

## ② 地域子ども・子育て支援事業の量の実績と評価

### 利用者支援事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1
【第2期計画の評価】	令和2年度から「母子保健型」として1か所で実施している。					

### 地域子育て支援拠点事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人日	2,347	1,487	1,757	1,484	1,672
確保方策	人日	2,781	2,698	2,617	2,538	2,462
施設数	箇所	2	2	2	2	2
【第2期計画の評価】	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少したこともあったが、感染症対策を行いながら、安心して来所できる親子の交流の場を提供するよう努めた。SNS等を活用しながら、魅力あるイベントを企画し、広報する必要がある。					

### 妊婦健康診査

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人日	1,226	1,098	1,057	1,004	1,108
確保方策	人日	1,319	1,266	1,215	1,166	1,119
【第2期計画の評価】	人口の減少に伴い受診者数も減少している。健やかな妊娠・出産のために継続して周知していく必要がある。					

### 乳児家庭全戸訪問事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人日	90	83	89	87	90
確保方策	人日	112	107	101	95	91
【第2期計画の評価】	人口の減少に伴い減少しているが、全ての家庭に訪問することができた。					

### 養育支援訪問事業

【第2期計画の評価】	<p>新生児訪問や乳幼児健康診査等の実施により、支援が必要な家庭には介入することができた。</p> <p>また、事業としての実績はないが、他の事業を活用し、家庭に寄り添っていく必要がある。</p>					
------------	--	--	--	--	--	--

### 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人日	0	8	0	0	0
確保方策	人日	39	38	37	35	33
施設数	箇所	4	5	5	5	5
【第2期計画の評価】	<p>例年、4か所の乳児院や児童養護施設等と委託契約していたが、施設の利用状況により入所が困難となる場合があったため、令和3年度から5か所の施設と契約し、受け入れやすい体制を整えた。利用実績が少ないため、利用したい人がいつでも利用できるよう、事業の周知を図る必要がある。</p>					

### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【第2期計画の評価】	現在、本市では実施していない。
------------	-----------------

### 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）							
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	1号認定	人日	20,229	18,011	18,794	16,081	15,000
	2号認定	人日	0	0	0	0	0
	計	人日	20,229	18,011	18,794	16,081	15,000
確保方策		人日	12,023	11,783	11,547	11,316	11,090
施設数		箇所	2	2	2	2	2
一時預かり事業（幼稚園型を除く）							
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績		人日	1,075	520	927	571	465
確保方策		人日	1,145	1,122	1,084	1,019	986
確保方策		箇所	6	6	6	6	7
【第2期計画の評価】	<p>0～2歳児の保育料も無償化となり、産後1年未満に就労する保護者が増加傾向であることに伴い、保育のニーズが高まっている。幼稚園型については、就労等の理由で利用している人が多く、実績が増加したと考えられる。保育の必要性を満たせば無償化となるため、園と連携しながら保護者へ周知していく必要がある。一般型については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少したこともあったが、受け入れ体制が整っているため、利用したい人がいつでも利用できるよう、事業の周知を図っていく必要がある。</p>						

## 延長保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人日	233	203	199	201	180
確保方策	人	186	186	185	185	184
確保方策	箇所	8	8	8	8	8
【第2期計画の評価】	<p>実績利用者数については、園によって偏りが見られるが、保護者の就労等の理由により、延長保育を利用する人が多い。各園の利用時間の順守、保護者との連絡体制等、保育者の負担も考慮し、制度の周知を図る必要がある。特別保育のニーズに対応することにより、保護者が安心して子どもを預けることができている。</p>					

## 病児保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績（人日）	人日	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	人日	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	箇所	-	-	-	-	-
【第2期計画の評価】	<p>現在、本市では実施していないが、医療機関との協議及び連携を図り、実現に向けて取り組む必要がある。</p>					

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の実績	1年生	人	96	72	75	84	54
	2年生	人	70	90	70	72	86
	3年生	人	73	64	86	77	67
	4年生	人	70	53	58	75	68
	5年生	人	47	48	45	42	63
	6年生	人	32	33	40	32	29
	計	人	388	360	374	382	367
確保方策（人日）	人日	345	345	365	380	380	
施設数（箇所）	箇所	10	10	10	9	9	
【第2期計画の評価】	<p>第2期計画期間中は、保護者の就労等の増加により、見込み量より実績が多くなった。また、実績数の増に伴い、定員の増を図ったが、小学校の休校に伴い、1施設が減となった。計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用自粛も行いながら運営してきた。現在は、児童数の減少もあり、確保方策（定員）内で利用ができている。</p>						

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【第2期計画の評価】	現在、本市では実施していない。
------------	-----------------

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【第2期計画の評価】	現在、本市では実施していない。
------------	-----------------

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」における目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。また、まちづくりビジョンでは、「まちづくり」は「ひとづくり」からを基本理念に、「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」の実現を目指して、市民福祉の向上や地域の活性化を図っています。

第2期計画においては、「阿久根に生まれてよかった」、「阿久根で育ってよかった」、そして、「いつか阿久根で子育てをしたい」と思ってもらえるような、子育て支援のまちづくりを目指し、「未来を担う「宝」である子どもの育ちを家庭や社会全体で支え合い応援するまち」を基本理念として掲げました。

第2期計画の基本理念は、「阿久根市まちづくりビジョン」における考え方と整合していることから、第3期計画においても、第2期計画の基本理念を継承することとします。

#### 基本理念

未来を担う「宝」である子どもの育ちを  
家庭や社会全体で支え合い応援するまち

また、目指す姿の実現に向けて、以下3つの全体目標を持って計画を策定します。

#### 全体目標

- (1) 子どもの育ちが保障された社会づくり
- (2) 働きながら子育てができる環境づくり
- (3) 全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

## 2 全体目標

### (1) 子どもの育ちが保障された社会づくり

子育て支援の目的は、「子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進する」ことにあります。子どもを取り巻く環境は、少子化・核家族化など急速に変化しており、その課題は山積している状態です。

これは、本市においても同様であり、子どもの育ちを保障する環境づくりが重要な課題となっています。子どもの育つ場は、最も身近な家庭が中心となり、地域、学校等と少しずつその成長に応じて広がっていきます。その広がりの中で、子どもがのびのびと育ち、自分らしさや可能性を最大限に発揮しながら、いずれ社会の中で果たすこととなる役割や意義を見つけ出すことができるよう、社会全体で子どもを支える環境づくりを進めなければなりません。その中でも、学童期の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごすことから、学校は家庭と並ぶ、子どもの育ちの重要な場所となっています。本市では、子どもの自立性・社会性を育むために、福祉と教育の関係機関が十分に連携を図りながら、施策を進めていくことが求められています。

### (2) 働きながら子育てができる環境づくり

本市における婚姻率は、国・県より低くなっていますが、令和2年からは、上昇傾向にあります。また、子どもを生ま育てる年代の女性の就労率についても、平成27年度と比較して高くなっています。厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生に影響を及ぼしているのは、「子育てしながら就業できる見通し」や「ワーク・ライフ・バランスの確保」となっており、今後出産は、母親の育児不安の及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとしています。また、男女共同参画の視点からは、子育てと仕事の両立はもとより、家事、趣味や生活など全てが父親と母親を中心とした役割分担によって行われていくことが求められています。同時に、事業所側の理解も重要であり、働く人の立場に立った多様な働き方が選択できる仕組みとその実現が求められています。

一方、近年多様化してきた保育ニーズに対応できる体制整備も必要となっています。アンケートにおいても、延長保育、休日保育、病児病後児保育、学童保育など、保護者の働き方に応じた多様なサービスに対する潜在的なニーズが存在することが分かっています。また、本市の子ども・子育て会議の議論では、国が目指している「量の確保」ではなく、「質の向上」に向けた取組を強化していくことが重要であるとしています。

働きながら子育てができる環境づくりには、短期的な視点に立った「保育サービスの提供体制の整備」と、長期的な視点に立った「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した社会づくりが求められています。

### (3) 全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

本市が目指す「安心して生ま育てられる環境づくり」には、「全ての子育て家庭」の不安や負担感が軽減される仕組みづくりが求められています。しかし、アンケートから、身近な人の子育てに対する協力体制は、祖父母等の親族については、「子どもをみてもらえる親族・知人の有無について」は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(65.5%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(39.7%)となっていますが、祖父母等の親族に預かってもらう際にどのように感じているかでは、61.6%の方が「身体的・精神的な負担を感じるこ

となく、安心して子どもをみてもらえる」とした一方、「負担をかけていることが心苦しい」(24.0%)や「時間的制約や精神的な負担が心配」(17.1%)、「身体的な負担が心配」(21.7%)などとなっており、親としての責任を感じながら祖父母等の助力を得ている様子が見えがえま

す。  
不安や負担感の軽減や解消のためには、まず、身近に何でも話すことができる見守りの輪があることを保護者に感じてもらうことで子育て家庭の孤立を未然に防ぐことが重要です。また、何かあったときには、専門家が相談等に応じてくれるという安心感が重要となります。全国的な少子化の要因として、子育てに対する経済的な負担が大きいことや、近年の経済情勢を反映して非正規雇用が拡大していることなどがあがってきていることから、子育て家庭への経済的負担の軽減に向けた取組が求められています。

さらに、国・県・近隣市町村と連携した、医療体制の確保（特に産婦人科・小児科）や専門的な支援を要する子どもに対応できる相談支援体制の確立など、全ての子育て家庭を視野に入れた支援体制の確立が求められています。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

未来を担う「宝」である子どもの育ちを  
家庭や社会全体で支え合い応援するまち

#### 全体目標

(1)  
子どもの育ちが保障され  
た社会づくり

(2)  
働きながら子育てが  
できる環境づくり

(3)  
全ての子育て家庭を視野  
に入れた支援体制の整備

子ども・子育て支援法

次世代育成支援対策推進法

## 第4章 子ども・子育て施策の展開

### 目標1 子どもの最善の利益を確保し、家庭の育てる力を支えます。

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 【施策の方向性】

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に基づき策定する子ども・子育て支援事業計画に従い、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談などが適切に提供されるよう、きめ細かな支援を行います。

また、地域において子育て支援の中心的役割を担う、子育て支援センターについては、親子サークル等の開催や情報発信を実施していくとともに、相談支援の一層の充実を図ります。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を保健師や民生委員が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。	こども保健課
養育支援訪問	乳児全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	こども保健課
子育て支援センター事業	育児不安に対する相談支援や子育てサークルへの支援等を行い、地域における子育て支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になるよう活動内容の充実を図ります。	こども保健課
子育て支援コンシェルジュ事業	妊娠中から小学校就学までの間、その家庭ごとに専任の担当保健師が訪問し、出産に関する不安や出産後の子育てに関する相談について、きめ細やかな対応に努めます。	こども保健課

## (2) 保育サービスの充実

### 【施策の方向性】

保育所については、子ども・子育て支援法に基づき、人口の動向や児童数の推移を勘案しつつ、利用者の生活実態やニーズを踏まえて定員管理を行い、適正な保育サービスを提供するとともに、老朽化した保育所施設の把握及び改修に努め、適切な保育環境を確保します。

また、更なる保育サービス促進のため、休日保育及び病児・病後児保育に関する事業の実施を目指し、今後、子ども・子育て会議等の場で必要な議論を進めます。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
サービス提供体制の整備	子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供を行います。また、今後の未就学児数の推移を踏まえ、適正な保育環境を確保します。	福祉課
保育環境の整備	老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め、子ども・子育て会議保育部会等での十分な議論を踏まえ、適切な定員管理を行っていきます。	福祉課
保育サービスの充実	核家族化や就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応した事業を推進します。また、休日や病児・病後児保育についての保護者ニーズに応えるため、休日保育や病児・病後児保育事業の導入について検討します。	福祉課
保育サービスに関する情報提供の充実	保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する情報提供に努めます。	福祉課
保育サービスの質の向上	子ども・子育て会議保育部会における情報交換を積極的に行うことで連携の強化を図るとともに、保育士を対象とした研修会等の実施に向けて検討を行います。	福祉課
サービス評価システムの導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について、取組を進めます。	福祉課

### (3) 子育て家庭の経済的支援

#### 【施策の方向性】

雇用不安から家計収入が減少した家庭やひとり親家庭又は障がいのある子どものいる家庭などは、子育てにかかる費用面の大きな負担感から、安心して子どもを産み育てることができないとの不安を感じています。子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを目指し、国においても、3歳児以上と住民税非課税世帯の0～2歳児については保育料を無償化しており、保護者の負担が軽減されるよう対策を講じていますが、様々な状況にある子どもとその家庭を経済面から支援していくため、引き続き、各種の子育てに関する費用支援を拡充していきます。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
妊娠・出産期における経費の助成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を確保するため妊婦健康診査等に対して助成を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	こども保健課
子ども医療費給付事業	18歳までの子どもを対象に医療費を給付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。	福祉課
保育料の負担の軽減	国の施策に加え、阿久根市独自の取組として、住民税課税世帯の0～2歳児の保育料の無償化を行います。これにより、全ての子どもの保育料の完全無償化を行います。	福祉課
就学援助費の支給	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給し、義務教育の円滑な実施に資するとともに、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
児童手当の支給	高校生年代までの子どものいる世帯に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
かごしま子育て支援パスポート事業	パスポートを提示した子育て家庭に対し、企業や店舗独自に割引や優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。	こども保健課
出生祝い商品券の支給	子どもの出生を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、育児に要する経費の経済的支援を行います。	こども保健課

#### (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

##### 【施策の方向性】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当支給事業、ひとり親医療費助成事業、母子家庭等総合対策支援事業等の各種支援サービスを推進するとともに、相談体制の充実や情報提供を推進します。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
福祉サービスの充実	ひとり親家庭が増加している中、ひとり親家庭に配慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、経済的支援策等について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、統合的な支援に取り組みます。	福祉課
母子家庭等の母親及び父親の就業促進	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り、各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母または父の自立に向けた就業を支援します。また、ハローワークとの連携を図り、就業相談体制の強化を図ります。	福祉課

#### (5) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

##### 【施策の方向性】

仕事と生活の調和の実現に向けて、働く人、事業主、地域住民に対し、「ワーク・ライフ・バランス」への理解を深め、合意形成を促すための広報・啓発活動を実施し、民間団体等を含めた関係機関等とも連携・協力しながら、取組を進めます。

また、企業に対する啓発活動は、一般市民向けに比べてまだ不十分であると考えられることから、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）等を活用するなどして、事業所等に対する周知・啓発に努めます。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
一般事業主行動計画の策定に向けた支援	雇用する労働者が101人以上の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その策定の支援について検討を進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。	福祉課
子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの促進	職場における男女間の固定的役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する広報啓発を積極的に実施するとともに、仕事と生活時間のバランスのとれた社会の実現に関する意識の醸成に努めます。また、関係機関との連携を図りながら、関係法令、制度の周知に努め、就業環境の整備・充実を推進し、多様な生き方を支援します。	企画推進課 商工観光課

事業名	内容	担当課
子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供を行い、他の企業や店舗への広がりや啓発を推進します。	福祉課

## (6) 仕事と子育ての両立のための基盤整備と切れ目のない支援の推進

### 【施策の方向性】

保育サービス及び放課後児童クラブについては、増加する共働き世帯への対応策として、引き続き、延長保育や一時預かり保育等の特別保育事業を実施していくと同時に、病児保育及び休日保育の導入を検討するなど、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

また、結婚・妊娠・出産などのライフステージが実現されるよう、各段階に応じて、切れ目のないきめ細かな支援を推進します。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	共働き世帯の増加を踏まえ、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	福祉課

## (7) 障がい児施策の充実

### 【施策の方向性】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療のため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。発達障がいを含む障がいのある子どもについては、その状態に応じて、それぞれのニーズに応じた適切な療育支援を実施します。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を図り、適切な支援体制の整備を推進し、育児相談を推進すること等により、家族への支援も実施します。

さらに、医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
障がいの早期発見・早期対応	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率の向上を図ります。	こども保健課
保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化	障がい児の健全な発達を支援し、介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、障がい福祉計画・障がい児福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り、施策の推進に当たっては、関係各課が連携して取り組みます。	福祉課 こども保健課

事業名	内容	担当課
障がい児通所サービスの充実	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージに合わせた一貫した障がい児通所サービスの提供に努めます。また、障がい児相談支援事業を通じて、保護者に対する育児相談を推進するとともに、家族への支援に取り組みます。	福祉課 学校教育課
発達障がいを含む障がいのある子どもに対する教育環境づくり	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、発達障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図ります。	学校教育課
発達障がいに関する総合的な支援	発達障がいに対する理解を深めるため、啓発及び情報提供に努めるとともに、発達障がいのある子どもを保護する家族が適切な育児を行えるように支援します。また、発達障がいの可能性のある子どもの保護者に対して、県こども総合療育センター及び発達障がい者支援センターにおける相談等の情報提供を行っていきます。	学校教育課 福祉課
関係機関における障がい児の受入れの推進	保育所及び放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受入れを一層推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との情報の共有化に努め、連携を図ります。	福祉課

## (8) 児童虐待防止対策の充実

### 【施策の方向性】

児童虐待は、子どもに対して身体的又は精神的に深い傷を与え、時には生命さえ奪うこともある重大な問題です。児童虐待を防止するため、福祉関係者のみならず、地域の関係機関・団体を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築するとともに、虐待を早期に発見し、早期に対応するために、関係部局が緊密な連携を図り、関係機関との情報提供・共有を進めます。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
地域における子どもの見守り体制の構築	児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見と子どもの安全を確保するため、行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努めます。	福祉課 企画調整課 学校教育課 こども保健課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」としての要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握に努めます。	福祉課
児童虐待に関する県との連携	児童虐待に関しては、市町村と児童相談所との協働・連携・役割分担を明確にし、体制の強化を図ります。	福祉課

事業名	内容	担当課
各種健診・指導等の機会における早期発見・早期対応	保健師等による「こんにちは赤ちゃん訪問事業等」の訪問率 100%を目指します。また、児童虐待の発生を予防するため、各種健診や保健指導、母子保健活動等のあらゆる機会を通じて、妊娠・出産・乳幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	こども保健課 福祉課
関係機関との連携の強化及び情報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連携の強化を図ります。あわせて、地域の医療機関等との効果的な情報提供・共有に必要な連携体制の構築を図り、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	こども保健課 福祉課
民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	福祉課
子どもの人権に関する普及と啓発	子どもの人権を尊重する意識が、家庭や関係者だけでなく、市全体で共有されるよう、市民に対して子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。	福祉課 市民課 生涯学習課 学校教育課

## (9) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【施策の方向性】

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、心のダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、被害を受けた子どもへのカウンセリングや保護者への助言等、学校等の関係機関と連携して、きめ細かな支援の継続に取り組みます。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアを図り、支援するため、学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し、きめ細かな支援の継続に取り組みます。	学校教育課 福祉課

## 目標2 親子の心と体の健やかな成長を支えます。

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

#### 【施策の方向性】

母子保健法の改正により、平成29年4月から母子健康包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされ、本市においても令和2年度から妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置しました。

内容としては、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない支援を実施し、乳幼児健診等の母子保健における健康診査等保健対策の充実を図ります。特に、親の育児に関する様々な不安や悩みを解消するため、平成30年度から子育て支援コンシェルジュ事業を通じ、親への相談指導等を実施して、児童虐待防止の観点を含め、継続した支援が可能な体制の整備を図ります。また、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るために、妊婦に対する出産準備教育や各種相談を実施します。さらに母子保健関係者が実施する日常の活動を通じて、関係機関の連携を有機的なものにするとともに、地域ネットワークの構築・成熟を推進します。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
各種健診・指導の充実	各種健診時や家庭訪問等を通じて、妊娠期から幼児期における子どもと母親の健康の確保及び増進を図ります。また、各種健診の受診率の向上を目指します。	こども保健課
乳幼児健診等の機会における相談指導及び事故予防等の啓発の充実	育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種健診の場を活用した相談指導等の充実を図るとともに、子どもへの虐待の発生予防や障がいの早期発見に関する啓発を進めます。また、妊娠期から幼児期において継続した支援を行う体制づくりに取り組めます。各種健診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけどなど子どもの事故予防のための啓発に取り組めます。	こども保健課
「いいお産」の適切な普及及び妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安心して、安全に出産できるよう、両親学級や相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	こども保健課

### (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

#### 【施策の方向性】

10代の自殺や不健康やせ等の思春期における課題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施します。10代の自殺を防止するために、幅広い関係者の協力を得て児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組むとともに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。また、児童生徒が妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるよう環境づくりに努め、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、その行動を受け止めることができる地域づくりを推進します。さらに、地域・学校・企業等が連携したネットワークを作ることにより、地域社会全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに努めます。

《主な取組等》

事業名	内容	担当課
性や性感染症予防に関する知識の普及	10代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に対する正しい知識の普及を図ります。	こども保健課 学校教育課
人材の育成及び相談体制の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に関する教育の充実を図るとともに、学校の養護教諭や学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。また、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教員に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課

(3) 食育の推進

【施策の方向性】

食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られる心と身体の健康問題が、子どもたちに生じている現状を踏まえ、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ、子どもの発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を進めます。また、母体の健康の確保を図るため、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

《主な取組等》

事業名	内容	担当課
食に関する学習の機会や情報提供の充実	正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図るため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、「食事バランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用として、学校給食地産地消推進事業の実施や「食」に関する体験活動などを通じて食育の推進を図ります。	こども保健課 学校給食センター 農政林務課
妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会及び情報の提供	妊娠中の母体の健康の確保を図る観点から、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。	こども保健課
規則正しい生活習慣の育成	食生活の乱れや「思春期やせ」が増加傾向にあることから、子どもの成長過程に応じた望ましい食習慣の定着を地域全体で連携し、支援します。	こども保健課

#### (4) 小児医療の充実

##### 【施策の方向性】

全国的に医師不足、とりわけ小児科医の不足が深刻な問題となっている中、本市における小児科は1医院のみとなり、小児救急医療体制も危機的な状況となっています。小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤であることから、小児医療の充実及び確保に取り組み、特に、県及び近隣の市町、関係機関との連携を強化して、小児緊急医療体制の整備に積極的に取り組みます。また、「病児・病後児保育事業」についても、小児医療と密接に関連する事業として捉え、県及び近隣市町と連携した枠組みの中で実現に向け検討を進めます。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
医療情報の提供	初期救急についての普及啓発に取り組むとともに、救急対応が可能な医療機関等の情報提供を行います。	こども保健課
小児救急医療体制の確保	県及び近隣の市町、関係機関との連携の下、小児救急医療体制の整備に積極的に取り組みます。	こども保健課

### 目標3 子どもの豊かな成長を育む学びや遊びの場をつくります。

#### (1) 次代の親の育成

##### 【施策の方向性】

男女が協力して家庭を築くこと、及び子どもを産み育てることの意義に関する啓発等について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進するとともに、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、地域社会の環境整備を進めます。特に、中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義、男女共同参画の基本理念、及び子どもや家庭の大切さを理解して、次代の親となるための学習機会の提供を目指して、保育所及び認定こども園等を活用し、乳幼児とふれあう機会を確保する取組を推進します。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
子育てや家庭に関する学習機会等の提供	男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることに係る教育・広報・啓発について、各分野が連携して取り組みます。	企画推進課 生涯学習課
中・高校生における乳幼児とふれあう機会の促進	中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、認定こども園及び育児相談、親子教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実させます。	こども保健課 学校教育課 福祉課

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### 【施策の方向性】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすため、学校の教育環境等の整備に努めることとし、子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、幼児教育の充実を図ります。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
学校教育の活性化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習指導支援員の配置による学校教育の活性化に取り組みます。	学校教育課
児童生徒の学力の向上	各種学力調査の結果から、一人ひとりの課題を把握し、解決のための取組を進めます。	学校教育課
道徳教育及び体験活動の充実	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制など、各学校の取組に対し、指導・支援を行います。また、道徳教育の充実を図るとともに、地域や学校などとの連携・協力により、体験学習を一層充実し、特色ある学校づくりの充実に向け、指導・支援を行います。	学校教育課 生涯学習課
問題行動や不登校に対する相談体制の強化	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、相談体制の強化を図ります。	学校教育課
関係機関によるネットワークの構築	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、児童相談所、子育て支援センター、家庭相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、情報の共有化に努めます。	学校教育課 福祉課
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加などが指摘されています。子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、体育の授業及び運動部活動を充実させるとともに、その指導に当たる教員及び外部指導者の育成に努めることで、学校におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。また、スポーツ少年団等の育成・充実を図るとともに、スポーツを楽しみ、親しむ環境づくりと指導者の養成・確保を積極的に支援します。	学校教育課 スポーツ推進課
健康教育の推進	生涯にわたり、心と体の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	コミュニティ・スクールの推進により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや地域の実情に応じた通学区域の見直し等、地域に根ざした特色ある学校づくりに向けた指導・支援を行います。	学校教育課
教職員の適切な配置	学校評価システムによる事業の評価を実施し、指導力の向上に努めます。また、指導が必要な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価できる体制づくりを支援します。また、県教育委員会と連携し、指導力向上のための研修に取り組みます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
学校施設等の整備	児童生徒が、安全な教育環境の中で、健やかに成長できるよう、学校施設の整備を推進します。また、児童生徒の学習環境の充実を図るため、教育機器や教材などの備品等の整備に努めます。	教育総務課
学校を中心とした地域での見守り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりを行います。	学校教育課
幼児教育の質的向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するため、認定こども園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組みます。	学校教育課 福祉課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組みます。	学校教育課 福祉課

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向性】

家庭と地域の豊かなつながりの中で、家庭教育の支援を充実させ、地域の教育力向上を図ることにより、家庭や地域社会全体の総合的な教育力の向上を目指します。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
家庭教育支援の充実	身近な地域において、子育てに関する学習会や情報の提供、相談や専門的人材の養成等の家庭教育力の向上に関する支援を行います。	福祉課 生涯学習課
子どもの生きる力の醸成	子どもの問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を地域全体で育むため、各関係機関のネットワークの充実に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
活力ある地域づくり	全ての子どもが学習や遊びを通じて、確かな学力の向上、健やかな心身の育成を図ることができるよう、地域住民や関係機関等が協力し、地域の教育力の向上に取り組みます。また、生涯スポーツの実現のために、地域住民の誰もが、年齢、体力、技術レベルに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を促進するとともに、子どもからお年寄りまで各世代がスポーツを楽しめる施設の整備充実を図り、小・中学校のグラウンド・体育館等の活用を推進します。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課
教職員による地域活動の参加の促進	教職員の地域行事への積極的参加に向けた啓発を行います。	学校教育課
読書活動の推進	市立図書館を読書活動の拠点とし、本市の子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動の充実のための支援に努めるとともに、「子ども読書の日（4月23日）」や「子どもといっしょに読書の日（毎月23日）」の周知や啓発を図りながら、読書グループの育成や親子読書会の支援を行います。また、乳幼児の健康診断時を利用したブックスタート事業の充実を図ります。	生涯学習課

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

##### 【施策の方向性】

スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間の利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっています。これらに対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」（平成20年法律第79号）等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化しながら、青少年のインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進します。

また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないようにするため、情報モラルに関して学校の授業で取り上げることや、フィルタリング等についての情報を保護者に提供するなど、学校、家庭及び地域における情報モラルに関する教育・啓発を推進します。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
地域における有害環境対策の促進	学校、家庭、地域、関係団体が連携し、青少年の健全な育成を害すると考える有害な環境の浄化に努めます。	学校教育課 生涯学習課
子どもの携帯電話の適切な利用の促進	子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、問題点を明確にすることで適切な利用を促します。	学校教育課 生涯学習課
情報モラル教育の推進	情報モラル教育に関する研修会への参加を推進し、授業等で児童生徒へ指導することで、情報モラル教育を推進します。	学校教育課

## (5) 子どもの健全育成

### 【施策の方向性】

全ての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全で安心な居場所づくりを推進します。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ等を着実に推進することとし、放課後児童クラブの実施に当たっては、近年増加しているニーズに対応できるよう、居場所づくりにふさわしい場を確保するため、市内の既存施設の有効活用や小学校の余裕教室の活用に加え、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組を推進します。さらに、主任児童委員及び児童委員との情報交換を密にして、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進める体制を整備します。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
安全・安心な居場所づくり	<p>全ての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加できる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができる安全・安心な居場所づくりを進めます。県が実施している放課後児童健全育成事業関係者向けの研修会に加え、平成23年から実施している市独自の研修会を引き続き実施し、支援員及び補助員としての必要な知識と技能の習得を目指します。</p> <p>また、民間事業者が行う「子ども第三の居場所」づくり事業について連携して支援を行います。</p>	福祉課 生涯学習課
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業の推進に示した量を確保するとともに、学校規模適正化計画に対応した事業実施について検討します。	福祉課
小学校の余裕教室等の活用	教育委員会と福祉部局が連携して学校関係者との話し合いの機会を設け、活用について検討します。	福祉課 学校教育課 教育総務課
教育委員会と福祉部局の連携	定期的に放課後対策について福祉と教育の関係者間で打合せの機会を設定するとともに、実施状況や問題などを常に共有し、事業検証や問題解決に対応します。また、両事業で余裕教室等を活用する際は、責任体制を文書化するなどして明確にします。	福祉課 生涯学習課 学校教育課 教育総務課
児童の健全育成	児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源や主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO等の地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	福祉課 生涯学習課
青少年の健全育成	地域における青少年の活動拠点として、青少年教育施設を中心とした多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、各施設で実施する青少年向けイベントへの積極的な参加を促進します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
学校施設等の開放などによる児童の居場所づくり	学校開放等による小・中学校の体育館等の活用を進めるとともに、スポーツ少年団等の育成充実を図ることにより、児童の居場所の確保を図ります。	スポーツ推進課
主任児童委員又は児童委員の子育て家庭への支援	地域における児童の健全育成や虐待の防止などに関する子どもと子育て家庭への支援を、住民と主任児童委員及び児童委員が一体となって進めます。	福祉課
性の逸脱行動の問題点等に関する教育・啓発	性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進します。	こども保健課 学校教育課
いじめや不登校など問題行動への対応	いじめや少年非行、引きこもり、不登校などの問題行動に対して、地域や教師、PTA、行政等が連携して、地域社会全体で対処する体制づくりを行います。また、これらの問題に関する講演会の開催や啓発のための研修等に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 福祉課

## 目標4 快適・安心で子育てしやすいまちづくりを推進します。

### (1) 良質な住宅の確保

#### 【施策の方向性】

子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、ファミリー向け公営住宅の供給や住宅の改善等の取組を推進します。特に、小さな子どもがいる世帯に対しては、公営住宅に入居する際の資格を緩和したり、優先して入居させること等の実現に向け、積極的に検討を進めます。また、市外からの子育て世帯の移住・定住者に対して、住宅供給の支援及び促進を図ります。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
ファミリー向け公営住宅の供給	多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け公営住宅等の供給の支援に努めるとともに、公営住宅の改善等の取組を推進します。	都市建設課
公営住宅への優先入居	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公営住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等を検討します。	都市建設課

## (2) 良好な居住環境の確保

### 【施策の方向性】

子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行います。また、室内空気環境の安全性を確保する観点から、新築住宅への換気設備の設置及び有害物質の使用制限など、シックハウス対策を推進します。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
安全・安心な居住環境の整備	子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を推進します。	都市建設課
良好な住宅市街地の整備	利便性の高い市街地での居住を希望する子育て世帯のニーズの把握に努め、住民が安心して生活できる総合的なまちづくりを目指します。また、潟土地区画整理事業で整備された土地の有効利用を図ります。	都市建設課
シックハウス対策の推進	室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進するとともに、その情報提供の充実に取り組みます。	都市建設課

## (3) 安全な道路交通環境の整備

### 【施策の方向性】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成18年法律第91号）に基づき、公共施設及びこれらに連絡する道路について、移動等の円滑化を推進します。生活道路等においては、歩道等を整備し、車両速度を抑制するための物理的デバイス等の設置を進めます。また、妊婦等に配慮、優先して駐車できる駐停車場所の確保に努めます。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
子どもに配慮した公共施設の整備	バリアフリー法に基づき、駅、公共施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化について検討します。	都市建設課
安全・安心な居場所づくり、歩行空間の整備	事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を目指し、国土交通省の補助事業の優先的な実施を含めて取り組みます。	都市建設課

#### (4) 安心して外出できる環境の整備

##### 【施策の方向性】

妊産婦や乳幼児連れの人等全ての人安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関及び建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を進め、子育て世帯に対するバリアフリー情報の提供を推進します。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の促進	妊産婦や乳幼児連れの家族など、全ての人安心して外出できるよう、バリアフリー法に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等ハード面におけるバリアフリー化に取り組みます。	都市建設課
心のバリアフリーの推進	「心のバリアフリー」の啓発に取り組み、ソフト面からもバリアフリー化を推進します。	福祉課
公共施設等における子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に取り組みます。	都市建設課 福祉課
子育てバリアフリーに関する情報提供	各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育てに関するバリアフリー情報の提供に取り組みます。	福祉課

#### (5) 安全・安心なまちづくりの推進

##### 【施策の方向性】

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、まずは、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組むとともに、各区等で防犯のために設置する防犯灯の整備を推進します。道路や公園等の公共施設については、繁茂した草木により防犯上の死角が生じないよう留意するなど、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めます。

##### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
犯罪等の防止に配慮した環境づくり	子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを目指し、各区等で防犯のために設置する防犯灯についてLED灯の整備を推進するとともに、既に設置してある防犯灯についてはLED化を推進します。道路、公園等の公共施設や居住の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り組むとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組みます。また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッター等の建設部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。	総務課 都市建設課

## (6) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

### 【施策の方向性】

子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等と連携・協力し、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を実施します。また、チャイルドシートの正しい使用について積極的に啓発を行うとともに、ヘルメット着用等、自転車の安全利用を推進します。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
交通安全教育の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上を図ります。また、地域活動における指導者を育成し、子どもを守る地域の取組を推進します。	総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する普及啓発活動を一層充実させるとともに、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ることで、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりに取り組みます。	総務課
自転車の安全利用の推進	交通安全教室において、自転車の安全利用の講習や広報活動を実施します。	総務課

## 目標5 子育てに関わるつながり・輪をつくります。

### (1) 子育て支援のネットワークづくり

#### 【施策の方向性】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス等を効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターが中核となり、NPOや社会福祉協議会等の関係団体と連携して、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育て世帯に対する情報発信手段となっている子育て支援情報誌「あいこでしょ」(毎月1回発行)の市内保育所等への配布等により、子育てに関することや、子育て支援サービスの提供体制等について、最新情報の提供を積極的に行います。また、子育て支援センターの機能を強化することにより、交流や情報・相談をより分かりやすく、気軽に利用してもらえることで子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
子育て支援サービス等のネットワークの形成	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターを中心に、NPOや社会福祉協議会、子育てサークル等子育て支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	こども保健課
事業名	内容	担当課

子育て支援サービス等に関する情報提供の充実	ホームページ、子育て支援情報誌「あいこでしょ」などを通じて、子育て支援サービス等に関する積極的な情報提供に努めます。	こども保健課
子育てに関する意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル等と連携し、子育てに興味のある住民を対象として子育てセミナーを実施し、地域全体で子育てへの理解・協力を促進します。	こども保健課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 【施策の方向性】

子どもを犯罪等の被害から守るため、①犯罪等に関する情報提供、②関係機関・団体との情報交換、③通学路等におけるパトロール活動、④防犯講習会の実施等、子どもの安全確保に向けた取組を地域全体で推進します。安全パトロール等の実施に当たっては、地区防犯協会や市防犯組合等の関係機関と十分に連携・協力を図り、各区などの地域による自主的な活動を促進します。

### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
関係機関・団体との連携強化	警察、学校、PTA、家庭及び地域等との連携を強化し、防犯啓発やパトロール活動を実施するとともに、情報交換体制づくりを推進します。	総務課 生涯学習課
地域における自主防犯活動及び安全対策の推進	地域における防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また、夏祭り等において実施している青少年育成のための防犯パトロール等の取組を更に拡充します。さらに、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を目指したイベントを開催し、作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。	総務課 生涯学習課
防犯講習の実施	インターネットによる詐欺被害や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し、関係機関と連携、協力し、防犯講習の実施を図ります。	総務課 学校教育課

### (3) 地域の交流と支えによる子育て支援

#### 【施策の方向性】

子育て支援等に関する施策を実施するに当たっては、高齢者と若い親子が触れ合う「いきいきサロン」等、地域の高齢者等の参画を得るなどして世代間交流の推進を図ります。また、関係機関等との連携を図りながら、各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等を利用するなど、公共施設の有効活用を進めます。

#### 《主な取組等》

事業名	内容	担当課
世代間交流の推進	地域における子育て支援施策を実施するに当たって、子育て支援センター、各保育所・認定こども園等において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。	こども保健課 福祉課 介護長寿課
社会資源の活用	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間等の活用による、各種子育て支援サービスの場を検討します。	福祉課 教育総務課
子育て支援員の養成	子育て支援に必要な人材確保のため、国が示した「子育て支援員」の養成に向け、関係者とも連携しつつ、研修開催等に関して検討を行います。	福祉課 こども保健課

# 第5章 事業計画

## 1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

### (1) 子育て支援の給付と事業の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付費

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

##### 地域型保育給付費

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅などにおいて保育を行います。  
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅において保育を行います。)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設などにおいて保育を行います。)

##### 施設等利用費

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

##### 児童手当等交付金

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から高校生\* (18歳まで) の児童を養育している保護者などに手当を支給します。  
※令和6年10月から児童手当制度の改正により、高校生が対象に含まれることになりました。

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業
- ⑲産後ケア事業

※⑭～⑯は、改正児童福祉法(令和4年6月成立)による新規事業です。

⑰～⑱は、改正子ども・子育て支援法(令和4年6月成立)による新規事業です。

## 2 教育・保育の提供区域の設定

市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズに柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、「市全域で1区域」と設定します。

## 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

「量の見込み」については、小学校就学前児童数の人口の推計、『阿久根市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート』から算出した事業の利用意向及び保護者の就労意向、また、直近の利用状況及び利用実績を考慮し算出しました。

「確保方策」は、「量の見込み」に対し、適切な量の教育・保育の提供ができるよう考慮するとともに、市内保育所等の意向を把握し、必要な定員を定めました。保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育の質と量の充実に図ります。

### 教育・保育の量の見込み

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（認定こども園）(a)	人	63	57	52	47	43
3～5歳	1号認定	63	57	52	47	43
	2号認定(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
2号認定（保育所・認定こども園）(b)	人	221	222	223	224	225
3～5歳	保育ニーズ	221	222	223	224	225
3号認定（保育所・認定こども園）(c)	人	174	172	165	160	154
0～2歳	0歳児	24	24	20	17	14
	1歳児	78	76	73	71	69
	2歳児	72	72	72	72	71
2号認定(保育ニーズ) + 3号認定	人	395	394	388	384	379
合計 (a + b + c)	人	458	451	440	431	422

## (1) 1号認定の確保方策

1号認定は、認定こども園で対応します。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	107	108	118	87	69

### 1号認定の量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	63	57	52	47	43
②確保方策(利用定員数)	人	67	67	67	67	67
認定こども園	人	67	67	67	67	67
②-①過不足	人	4	10	15	20	24

## (2) 2号認定の確保方策

2号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」で対応します。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	289	286	259	215	220

### 2号認定の量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	221	222	223	224	225
②確保方策(利用定員数)	人	233	233	233	233	233
認定こども園	人	56	56	56	56	56
認可保育所	人	177	177	177	177	177
②-①過不足	人	12	11	10	9	8

### (3) 3号認定の確保方策

3号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」で対応します。

なお、第1期、第2期においては、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計していましたが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、より正確なニーズ把握を可能とするために、第3期においては1歳児と2歳児を分けて集計することとします。

#### 第2期計画の量の実績【0歳児】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	75	70	64	68	33

#### 【0歳】3号認定の量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	24	24	20	17	14
②確保方策(利用定員数)	人	24	24	24	24	24
認定こども園	人	3	3	3	3	3
認可保育所	人	21	21	21	21	21
②-①過不足	人	0	0	4	7	10

#### 第2期計画の量の実績【1・2歳児】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	177	160	142	169	170

#### 【1歳】3号認定の量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	78	76	73	71	69
②確保方策(利用定員数)	人	78	78	78	78	78
認定こども園	人	31	31	31	31	31
認可保育所	人	47	47	47	47	47
②-①過不足	人	0	2	5	7	9

#### 【2歳】3号認定の量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	72	72	72	72	71
②確保方策(利用定員数)	人	72	72	72	72	72
認定こども園	人	32	32	32	32	32
認可保育所	人	40	40	40	40	40
②-①過不足	人	0	0	0	0	1

## 4 保育利用率の目標設定

3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値については、以下のとおり設定します。

### (1) 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合です。

保育利用率＝3号子どもに係る保育の利用定員数／満3歳未満の子どもの全体数

※満3歳未満の子どもの数は推計人口数

### (2) 保育利用率の目標値の設定

#### 保育利用率の目標設定

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員数	人	174	174	174	174	174
3歳未満人口	人	254	243	234	226	219
保育利用率	%	68.5	71.6	74.4	77.0	79.5

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

主に行政機関の窓口以外で利用者に対する支援と地域連携をともに行う「基本型」、主に行政機関の窓口を活用して利用者に対する支援を行う「特定型（保育コンサルジュ）」、母子保健と児童福祉が連携して全ての妊産婦及び子どもとその家庭に対して切れ目のない支援を行う「こども家庭センター型」があります。

#### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	1	1	1	1	1

#### 【確保の方針】

本市では、「こども家庭センター型」を1か所で実施しています。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人	2,347	1,487	1,757	1,484	1,672

### 【確保の方針】

現在、本市では、一般型を2か所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。令和7年度では、1,716人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,716	1,681	1,633	1,554	1,496
確保方策	人日	1,716	1,681	1,633	1,554	1,496
施設数	箇所	2	2	2	2	2

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人日	1,226	1,098	1,057	1,004	1,108

#### 【確保の方針】

計画最終年の令和11年度では、723人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	940	880	824	772	723
確保方策	人日	940	880	824	772	723

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

#### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人	90	83	89	87	90

#### 【確保の方針】

令和7年度では、86人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。乳児のいる家庭を保健師、民生委員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	86	85	84	83	82
確保方策	人日	86	85	84	83	82

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【確保の方針】

現在、事業実績及び今後の実施計画はありませんが、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果も考慮し、養育支援訪問事業につなげていけるよう、検討を行います。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

保護者が子どもと共に入所・利用すること、子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用も可能となりました。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	0	8	0	0	0

### 【確保の方針】

現在、本市ではショートステイ及びトワイライトステイを実施する事業所はありません。

ショートステイ事業については、利用者は市外の事業所を利用しています。保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により、緊急一時的に保護が必要になった母子の保護の検討を行います。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	7	7	7	7	7
確保方策	人日	7	7	7	7	7
施設数	箇所	5	5	5	5	5

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

## (8) 一時預かり事業

### 第2期計画の量の実績

① 一時預かり事業（幼稚園型）						
区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の実績	人日	20,229	18,011	18,794	16,081	15,000
② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）						
区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人日	1,075	520	927	571	465

### ① 一時預かり事業（幼稚園型）

#### 【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

#### 【確保の方針】

市内2か所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	14,950	13,899	12,921	12,012	11,167
確保方策	人日	14,950	13,899	12,921	12,012	11,167
施設数	箇所	2	2	2	2	2

## ② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能となっています。

### 【確保の方針】

市内6か所の保育所等で事業を実施しています。日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合等に対応できる環境づくりに努めます

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	549	528	507	487	468
確保方策	人日	549	528	507	487	468
施設数	箇所	6	6	6	6	6

## (9) 延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えた場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の実績	人	233	203	199	201	180

### 【確保の方針】

市内8か所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	189	173	158	145	133
確保方策	人	189	173	158	145	133
施設数	箇所	8	8	8	8	8

## (10) 病児保育事業

### 【事業概要】

児童が病氣中又は病氣回復期にあつて、集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の実績	人	0	0	0	0	0

### 【確保の方針】

市内にサービスの提供施設がないため、近隣自治体の医療機関を利用しています。  
今後も、医療機関との協議及び連携を図ります。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	750	750	750	750	750
確保方策	人日	750	750	750	750	750
施設数	箇所	1	1	1	1	1

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 第2期計画の量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の実績	1年生	人	96	72	75	84	54
	2年生	人	70	90	70	72	86
	3年生	人	73	64	86	77	67
	4年生	人	70	53	58	75	68
	5年生	人	47	48	45	42	63
	6年生	人	32	33	40	32	29
	計	人	388	360	374	382	367

### 【確保の方針】

既設の放課後児童クラブについては、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	人	65	55	55	60	55
	2年生	人	58	65	55	55	60
	3年生	人	85	56	63	53	52
	4年生	人	67	73	48	54	45
	5年生	人	52	55	60	39	45
	6年生	人	47	37	38	42	28
	計	人	374	341	319	303	285
確保方策（人日）		人日	380	380	380	380	380
施設数（箇所）		箇所	9	9	9	9	9

※ 学校規模適正化計画に伴う小学校の統・廃合が実施された場合は、変更となる場合がある。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

### 【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

#### (14) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

##### 【事業概要】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

##### 【確保の方針】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

他の訪問事業及び相談事業、また、学校からの情報を参考に支援を必要とする家庭や児童の早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	—	—	—	—	—
確保方策	人/日	—	—	—	—	—

#### (15) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

##### 【事業概要】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

##### 【確保の方針】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

現在、実績はありませんが、本事業の利用が望ましい児童については、教育委員会・学校等の関係部局と連携し、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

## (16) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

### 【事業概要】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

### 【確保の方針】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

関係各課と連携し、早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	—	—	—	—
確保方策	人	—	—	—	—	—

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に本市においても実施している事業を制度化したものであることから、面談回数については、3回を基本として設定します。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	妊娠届出数	件	94	91	88	86	84
	面談回数	回	3	3	3	3	3
	実施合計回数	回	282	273	264	258	252
確保方策	回	282	273	264	258	252	
施設数	箇所	1	1	1	1	1	

## (18) 乳児等通園支援制度

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。親が就労していなくても子どもを保育所などに預けることができる新たな制度です。

保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児で、保育所に入所していない子どもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

本市では、実施予定年度を令和8年度で計画しています。本格実施を見据えた試行的事業であるため、利用者のニーズを的確に捉え、計画的な整備を進めます。

年度		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	人/日	—	1	1	1	1
	確保方策	人/日	—	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	人/日	—	1	1	1	1
	確保方策	人/日	—	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	人/日	—	1	1	1	1
	確保方策	人/日	—	1	1	1	1

## (19) 産後ケア事業

退院後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

### 【確保方策の考え方】

産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施します。支援を必要とする全ての方が利用できるようにするために、計画的に提供体制に努めます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	8	8	7	7	7
確保方策	人日	8	8	7	7	7

## 6 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園、保育所でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

特定教育保育施設においては、計画的に職員研修や会議等を実施し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、異なる施設相互の連携を強化します。これにより、市内の施設全体として、教育・保育の質の向上を図り、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた認定こども園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園型預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が、「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 8 その他の推進方策

### (1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

### (2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にできる働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、全ての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

### (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

#### ① 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

#### ② 社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童について、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

#### ③ 障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策（第4章子ども・子育て施策の展開）を連携し、総合的に推進します。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育等の関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

### (4) 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取組を推進します。

## 9 こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策

子ども・子育て支援法等の一部改正（令和5年12月に閣議決定）による、こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策として、令和6年10月から段階的に子ども・子育て世帯への支援が強化・拡充されました。

### (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当については、支給期間の延長や支給要件のうち所得制限の撤廃、3子以降の児童に係る支給額の増額や支払月の抜本的拡充など、経済的支援を強化します。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。

### (2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の継続的な見える化を推進します。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行います。

### (3) 共働き・共育ての推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設します。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設します。

## 10 放課後児童対策に係る本市の取組

「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末をもって終了となりましたが、本市においては、放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するなど、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努め、令和6年度以降も取り組みます。

### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、市内小学校区の9学校区のうち、8校区の9施設で行っています。

### (2) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブへの活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブの小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

### (3) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議の上、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。

**(4) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

開設事業者と協議し、利用者のニーズに合った開所時間の把握と設定に努めます。

**(5) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策**

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

**(6) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等**

本市が発行している広報誌等により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市町村等の責務

子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」等に取り組む必要があるとしています。また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

##### ① 市町村の責務

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
- 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

##### ② 事業主の責務

- 雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ライフ・ワーク・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

##### ③ 国民の責務

- 子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

## (2) 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、認定こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### ① 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。また、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。さらに、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議と庁内のネットワークの構築により、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映しつつ、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

### ② 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有することから、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めるための環境づくりが必要です。さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

### ③ 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

### ④ 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できることが可能となるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画することが重要です。

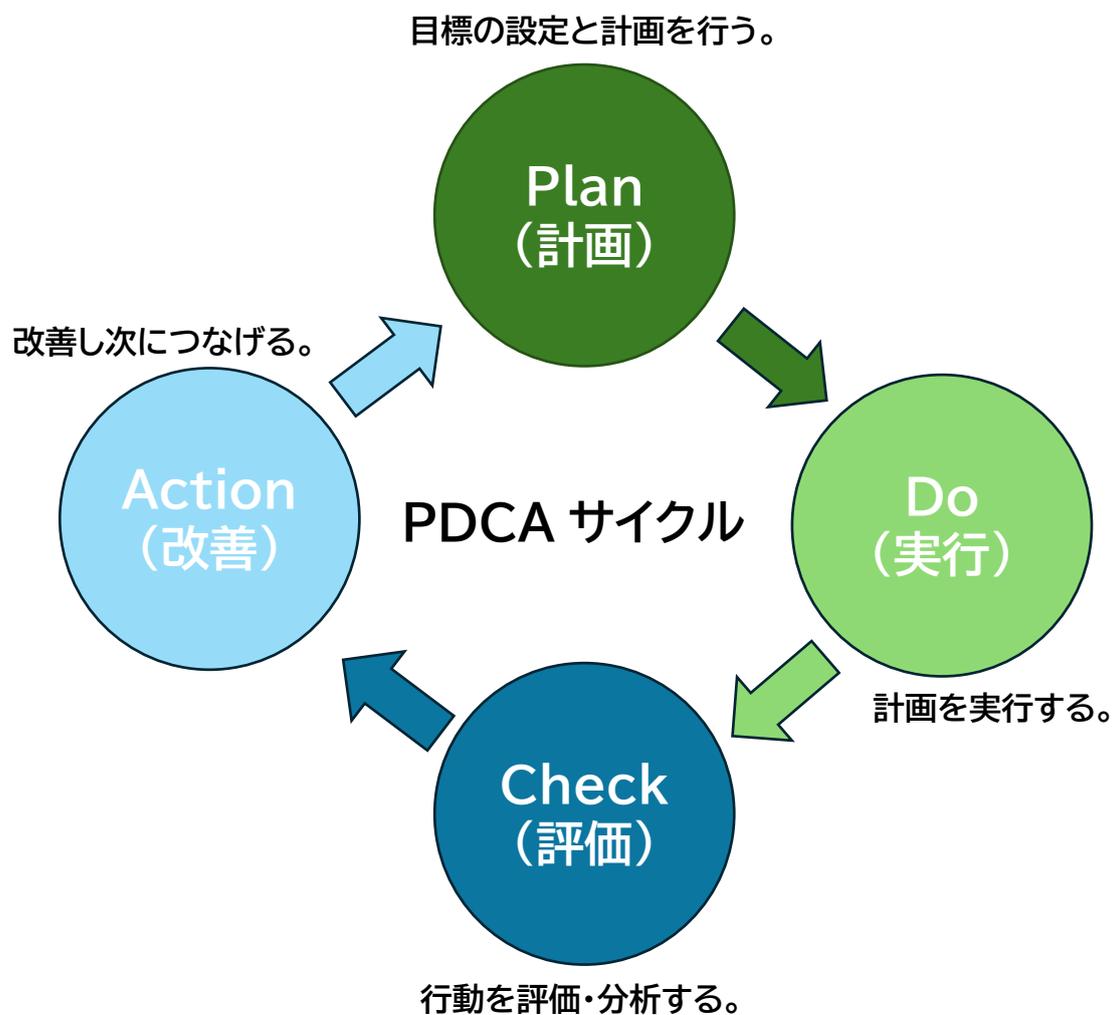
## ⑤ 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

## 2 計画の進行管理

この計画 (Plan) の達成状況 (利用定員数や施策取組) を得るためには、計画に基づく取組 (Do) の達成状況を継続的に把握・評価 (Check) し、その結果を踏まえた計画の改善 (Action) を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議に当たった「阿久根市子ども・子育て会議」において、毎年度の進捗状況について審議するとともに、その結果を公表し、適時、取組の見直しを行っていきます。



# 第7章 資料編

## 1 阿久根市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 本市における、子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、阿久根市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(事務)

第 7 条 子ども・子育て会議の事務は、こども保健課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年阿久根市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則（平成 29 年 3 月条例第 4 号抄）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 阿久根市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

	選出区分	所属	氏名	備考
1	有識者	医師会	清水 貴士	医師会推薦者
2	保育所 認定こども園代表	認定こども園園長	輿水 基	阿久根めぐみこども園
3		保育園園長	森川 忠光	文旦保育園
4	学校長	校長会	堀川 博治	折多小学校
5	子育て支援当事者	社会福祉協議会	今村 英幸	
6		主任児童委員	榎園 すま子	
7		子育て支援センター	松元 真由美	おりた子育て支援センター
8	子育て当事者	保護者代表	佐泻 隆司	認定こども園あくね園
9		保護者代表	松永 智美	蓮華保育園
10		市PTA連絡協議会	田上 智之	
11	行政	出水保健所	古屋 美咲	保健所
12		教育長	中野 正弘	
13		学校教育課長	濱崎 忠雄	
14		福祉課長	尻無濱 久美子	





## 第3期阿久根市子ども・子育て支援事業計画

編集：発行 阿久根市（こども保健課）  
〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地  
TEL 0996-73-1211